

## 第二章 律令国家の形成と確立



摂津国の西端 須磨海岸と山並み

第一節 六～七世紀中葉の政治過程

第二節 大化改新と国の成立

第三節 八・九世紀の政治過程

第四節 郡の成立と変質

## 第一節 六～七世紀中葉の政治過程

### 1 皇位の継承

継体天皇から 顕宗・仁賢天皇のあと、子のいない武烈天皇が没すると、大連の<sup>おおとの</sup>大伴金村を中心<sup>かねむら</sup>に後継

者探しが行われた。『日本書紀』によると、越前の三国から、応神天皇の五世の孫である

男大迹王<sup>おほほせ</sup>が迎えられて即位した（継体天皇）。彼は、近江の豪族である息長氏<sup>おきなが</sup>と関係の深い人物であるが、仁

賢天皇の女である手白香皇女<sup>たしろか</sup>を皇后とすることで、顕宗―仁賢―武烈と続いた王権に結びつき、継承者としての地位を固めたのである。

継体天皇の時代、朝鮮半島では、百済・新羅・高句麗の三国が激しく対立していた。また百済・新羅は、ともに朝鮮半島南部への進出を目ざしていた。その地域には、百済・新羅の支配に属さない独立の小国家群が存在していた。倭王権は、それらに対して何らかの利害関係を持つていと主張していた。その地域を、『日本書紀』は「任那<sup>みまな</sup>」と表現している。

『日本書紀』によると、継体六年（五二二）に、倭王権は、百済の要求に応じて「任那」の「上哆唎<sup>おとしなり</sup>」・

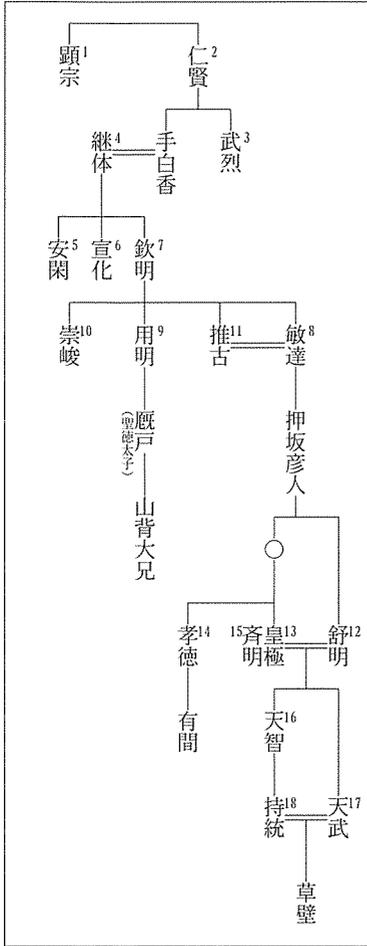


図9 天皇家の系図

「賜」などとしているが、現実には、独立した小国群が百済に服属したことを承認したにすぎない。しかし、倭王権は、これらの地域に何らかの利害関係を持っていたらしく、それを放棄することは、かなりの痛手であったようである。

一方、新羅は、東方から倭と関係の特に深い金官・安羅などに迫ってきた。これに対して倭は、近江毛野に六万の兵をつけて派遣しようとした。ところが、筑紫国造の磐井が反乱を起こしたため、兵を送ることができなかった（継体天皇二十一年〔五二七〕）。『日本書紀』によると、磐井は新羅から賄賂を受け取っていたという。その結果、ついに金官は新羅に降伏するにいたった。

このように、継体天皇の時代は、倭国の「任那」政策が、百済・新羅の圧迫によって、つぎつぎに失敗し

ていったのであるが、それにともない、その政策を指導した大臣の伴金村が失脚し、かわって大臣の蘇我稲目いなめが、大連の物部尾輿おこしとともに勢力を拡大した。継体天皇のあと、その子たちの安閑―宣化天皇と欽明天皇との間で皇位継承争いが起きた。この対立は深刻であつたらしいが、全国的な内乱にまで及んだとは考えにくい。結局は、蘇我稲目と結んだ欽明天皇が実権を握つた。

欽明朝では、「任那」における失地回復が最重要課題とされた。そのために、その一国である安羅に外交使節団を派遣して対処させたらしい。『日本書紀』は、この外交使節団を中心とする何らかの組織を「任那日本府」と表現しているが、もとより恒久的な官司ではあるまい。

倭王権は、百済との提携を強めるなかで、この問題の解決を図ろうとした。百済側も、高句麗・新羅と対抗するために、日本との結びつきを不可欠のものと考えていた。こうした国際環境のなかで、百済の聖明王せいめいおうによって仏教が正式に伝えられたのである（五三八年、五五二年の二説がある）。しかし、聖明王は五五四年に戦死し、五六二年に大加耶が新羅によって滅ぼされた。おそらくそれ以前に安羅も新羅によって滅ぼされていたと思われる。これによって朝鮮半島南部の諸国は、新羅によって完全に飲み込まれ、欽明の朝鮮半島政策は失敗に終わった。

このように、継体天皇から欽明天皇にかけての時期に、「任那」における足がかりが、百済・新羅によってつぎつぎと奪われていった。これによって「任那」に対する「支配」をテコにして国内を統合してきた中央王権の威信は大いに揺らいだ。そこで中央王権は、国内支配を立て直すために、国内各地に政治的拠点としてミヤケを設置し、地方豪族を国造という地方官に任命し、人々を部に編成していった。

敏達天皇から 欽明天皇のあと、王位は、その子の敏達天皇に受けつがれた。敏達朝においても「任那」

皇極天皇へ

復興は重要な外交方針であったが、実現することはなかった。一方、前の欽明朝に公伝し

た仏教の受入をめぐる蘇我氏と物部氏との対立は、両氏の中心人物である蘇我馬子と物部守屋の政治的な主導権争いがからんで、激しさを増していった。

蘇我馬子は、司馬達等の女ら三人を出家させ、仏殿や塔を建てて信仰を広めていった。これに対して、物部守屋らの排仏派は、これらの仏教建造物を破壊し、尼たちに弾圧を加えた。こうして両派の対立は抜き差しならないものとなったが、用明天皇二年（五八七）に蘇我馬子が物部守屋を滅ぼすことで決着がついた。

『日本書紀』によると、多くの王族や豪族が蘇我馬子を支持したという。

敏達天皇のあと、用明天皇が立つが、二年未満で病に倒れ、つぎの崇峻天皇は、五年目にして蘇我馬子のはなつた刺客によって殺された。天皇が殺されるといふ異様な事態のなかで、すぐれた調整能力を持つ推古天皇が擁立された。これら用明、崇峻、推古天皇は、みな欽明天皇の子であるが、いずれも蘇我稲目の女を母とする蘇我系の天皇であった。その間、蘇我稲目の子の馬子は大きな権力をふるいつづけた。

推古女帝の時代には、厩戸皇子と大臣の蘇我馬子とが政務を担当していた。そのもとで遣隋使が派遣され、冠位一二階や憲法一七条が制定された。厩戸皇子（聖徳太子）の実像はなかなかつかみにくい、皇位継承予定者とされていたとみられる。しかし、推古天皇より前に没してしまったため、ついに即位することができなかった。

隋との関係は、推古朝の外交の重要な点である。隋は倭国を冊封体制のなかに取り込もうとするが、倭国

はこれを受けずに使者を派遣する関係を築くことに成功した。これは、隋の主たる関心が高句麗にあり、日本と高句麗との接近を防ぐために、隋がやむなく認めた措置といえよう。

推古天皇の次の皇位をめぐつて、厩戸の子である山背大兄王と彦人大兄皇子の子である田村皇子が、それぞれ貴族層を巻き込んで対立した。蘇我馬子の子の蝦夷は、後者を強く支持し、後者が舒明天皇として即位した。蝦夷が、蘇我系の山城大兄王ではなく、非蘇我系の田村皇子をおしたのは、田村皇子の子に姉（あるいは妹）の法提郎媛が産んだ古人大兄皇子がおり、これを本命と考えていたためであろう。舒明天皇のあと、皇極天皇が即位したのも、根強い支持のある山背大兄王の即位を封ずるためであった。

## 2 有馬温泉への行幸

舒明・孝徳 有馬温泉（神戸市北区）は、古くからよく知られた温泉であったらしい。ここには、舒明天皇の行幸 皇が二回、孝徳天皇が一回行幸している。飛鳥にあった岡本宮にいた舒明天皇は、その三年

（六三三）九月十九日から十二月十三日までの約三カ月「有間温湯」に逗留したが、これが有馬温泉への行幸の初めである。舒明天皇は、十年十月にも行幸し、翌年正月八日までの約三カ月滞在している。この時舒明天皇は田中宮（奈良県橿原市田中町付近か）を宮としていたから、そこから行幸したのである。

二度目の行幸のおりには、『日本書紀』は、帰還後の十一年正月十一日に新嘗祭が行われたとしている。新嘗祭は、奈良時代以降には十一月の二回目の卯の日に行われ、天皇が新穀を諸神に供し、天皇も新穀を食

する収穫祭として重視されていた。

当時、新嘗祭に相当する祭がいつ行われていたか明らかでないが、正月という時期に行われたことについて不審を抱いた『日本書紀』編者は、「蓋し有間に幸せるに因りて、新嘗を闕せるか（有馬温泉への行幸によって恒例の時期に新嘗祭ができなかったのではないか）」と言う意見を書き留めている。『日本書紀』編者にあつては、舒明朝でも秋の収穫期に行われていたはずであると考えていたことになる。十一月の二回目の卯の日とまでは確定していなくても、収穫後それほど遅れずに行われていた可能性がある。

舒明天皇が、重要な収穫祭を遅らせてまで有馬温泉に逗留したのは、何らかの病気でなければ、彼が有馬温泉にひかれていたことを思わせる。

つぎに孝徳天皇は、大化三年（六四七）十月十一日に「有間温湯」に向けて出発した。左右大臣・群卿大夫がこれに従ったという。『日本書紀』によると、この年に小郡宮（大阪の上町台地先端部の大川に近い位置に推定されている）を造り、孝徳天皇はそこに居たという。是歳条の記事は、通例は年末に置かれるが、この場合は、有馬行幸記事の前に配列されているので、孝徳天皇は小郡宮から出発したとする含意があるのであろう。左大臣阿倍内麻呂、右大臣蘇我倉山田石川麻呂や大夫たちが従駕したというから、大規模な行幸であつたはずである。

帰りは、十二月の大晦日に、途中の武庫行宮に滞在したという。その場所は、宝塚市高司・藏人・小林付近が有力視されている。『日本書紀』によると、「四年春正月壬午朔、賀正す。是の夕に、天皇、難波碕宮に幸す」とあつて、翌日の元旦に賀正の礼を行っている。武庫行宮に一泊して、元旦に「難波碕宮」に着い

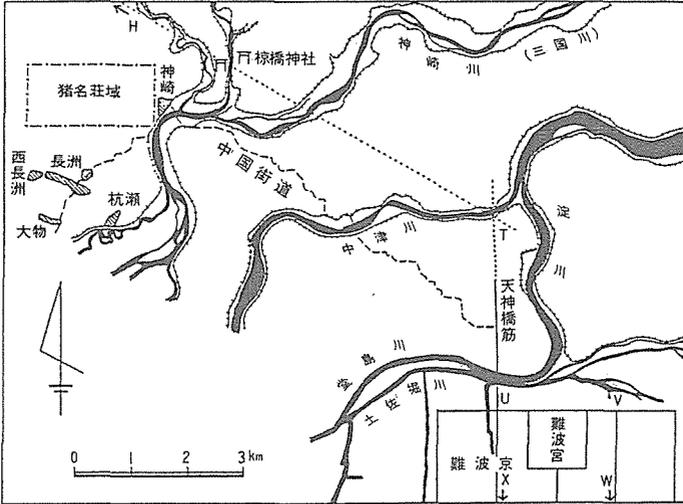


図10 難波京北の計画古道ルート

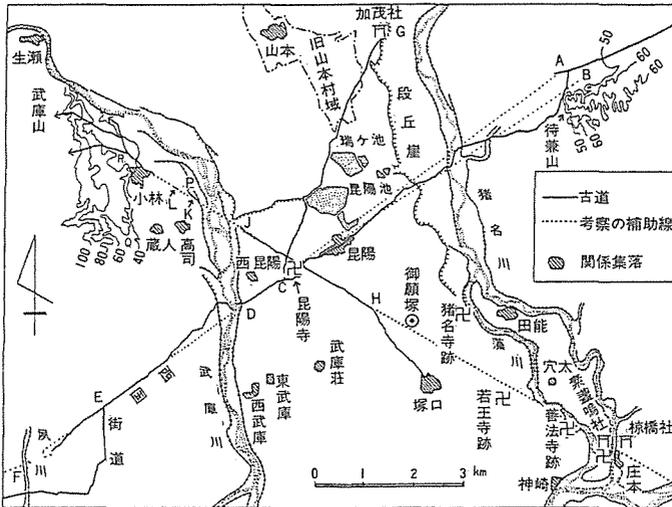


図11 猪名野の古道と寺社、集落等との関係  
 (図10、図11とも足利健亮『日本古代地理研究』より転載)

て元日朝賀を行なったのであろう。そうすると、「難波碕宮」とは、難波長柄豊碕宮の造営はまだ始まっていないから、それではなく、上町台地の碕にある宮、すなわち小郡宮としてよからう。

有馬温泉

難波から有馬温泉に至るルートについては、大阪の天神橋筋を北上し、旧中津川の渡河点で北

への道

西に屈曲し、そのまま猪名川・武庫川を渡河して宝塚市小林付近まで至る直線古道の存在が推定されている。孝徳天皇は、このルートを往復したのであろうが、舒明天皇は、奈良県明日香村から奈良盆地を北上し、木津川を下るか、木津川沿いの陸路を通り、さらに淀川を下るか、淀川沿いの西国街道（山陽道に先行する古道）をたどって、上記直線古道にどこから入ったものではないか。

有馬温泉への行幸は、古代では以上の三例だけで、いずれも七世紀の三、四十年代に集中している。斉明朝になると、紀温湯（白浜温泉）への行幸が行われるようになるので、一時期宮中で注目されたのであろう。

『しやくにほんぎ積日本紀』にみえる「撰津国風土記」の逸文には、有馬温泉は嶋大臣しまのおおみの時に発見されたという伝承をの

せている。嶋大臣すなわち蘇我馬子は、『日本書紀』では、敏達天皇元年（五七二）から推古天皇三十四年（六二六）まで大臣であったから、この間に発見されたとすると、それが評判になって三度もの行幸が実現したと自然に考えられるので、この逸文は、案外事実を伝えているのかも知れない。

## 第二節 大化改新と国の成立

### 1 律令制の導入過程

「大化の 皇極天皇四年（六四五）六月、中大兄皇子・中臣鎌子（のち藤原鎌足）とそのグループは、飛  
改新」 鳥板蓋宮の宮中において、皇極天皇の眼前で蘇我入鹿（鞍作）を暗殺し、さらにその父で大  
臣の蝦夷（毛人）を自殺に追い込んだ。これによって、それまで権勢を誇ってきた蘇我氏の本家はあつけな  
く滅んだ。

その直後、孝徳天皇が即位し、中大兄皇子は皇太子となった。また、中臣鎌子は内臣となり、阿倍内麻呂  
と蘇我倉山田石川麻呂が左右大臣、僧の旻と高向玄理が国博士という地位についたという。こうして新  
しい政権が誕生した。

この有名な事件は、起きた年の干支にちなんで「乙巳の変」とよばれている。『日本書紀』によると、事  
件のあと「大化」という元号が決められ、都が難波に移されたという。また、この新政権がやつぎばやに多  
くの政策を打ちだし、翌大化二年（六四六）一月に「改新の詔」を出したことも同書に見えている。

この事件とそれに続く諸政策の実施が、激動する東アジア情勢と密接な関係にあることは確かである。当時、せまりくる大唐帝国の圧力に対抗して、高句麗・新羅・百済の朝鮮三国のいずれにおいても、中央集権的な国家体制がつきつきと作られた。日本でも、これと同じことが目指されたと考えられるのである。

新政権による政治方針の根本は、『日本書紀』では「改新詔」に盛り込まれている。これは四力条からなる長文の詔である。第一条が全体の基調をなす部分で、ここでは、天皇家や貴族・豪族のもつ屯倉・部民・田荘・部曲などの私有地・私有民を廃止して、公地・公民とすることが宣言されている。これに対して、第二条から第四条までは、個別的な項目をかかげた部分で、はじめに全体をまとめる文章があり、そのつきに、より詳しい規定がならんでいる。前者を首文しゅぶんといい、後者を凡条ばんじょうとよんでいる。

第二条では、京師・畿内国・郡などの地方行政制度、関塞せうざい・斥候しやくこう・防人さきもりなどの国土防衛体制や軍事制度、駅馬・伝馬などの交通制度を設けることなどが定められ、第三条では、戸籍・計帳をつくり、班田收授法を行うこと、里制や租に関する事、第四条では、調・庸・兵士・仕丁・采女などの税制、などをそれぞれ規定している。

このように「改新詔」には、律令制の基本をなす重要な制度がたくさん盛り込まれている。しかし、当時としてはあまりに体系的・総括的な内容で、その文章も、大宝・養老令の条文とかなりよく似ている。このため、早くからその信憑性について疑問が出されてきた。

そのことをもつとも明確に示したのが、第二条の「郡」や「郡司」にかんする規定であった。のちに述べられるように、古代の実際の用語を伝える諸史料を検討すると、大化二年段階には、まだ郡という行政区画や、

郡司というポストはなく、これらができるのは大宝元年（七〇一）であることがあきらかになった。そうすると、「改新詔」の「郡」関係の記載は、この年以後の知識によって書かれていることになる。

このように、現在『日本書紀』に納められている「改新詔」は、大化二年（六四六）当時の形そのままではない。また、その原型をなすものが、はたしてこの年に出されたのかという点も問題である。しかし、さきに述べたように、クーデタによって新政権ができ、そのもとで中央集権的な権力の形成が目指されたことは事実であろう。

律令制の 導入 この新政権をつつむ国際的環境は、非常にきびしいものであった。七世紀はじめ、隋の煬帝は

高句麗と戦争を開始した。大唐帝国も、隋以来の対高句麗戦争をつづけたため、東アジア世界は、戦争があいつぐ緊迫した情勢となっていた。このことは、日本国内にも深刻な影響を与えた。激動する国際社会のなかで、どのような外交路線をとっていくべきか。この外交政策をめぐる、日本の支配者層の内部に対立が生じた。乙巳の変は、このような対立の結果おきたという側面が大きいと考えられる。

齊明天皇六年（六六〇）七月、唐・新羅連合軍は百済王権を打倒した。日本は、伝統的に百済と外交関係を保ってきたので、このことに大きな衝撃を受けた。そこで齊明天皇は、みずから九州までおもむき、百済復興支援のための大部隊を送ろうとしたが、そこで急死してしまった。齊明天皇の後を引き継いだ中大兄皇子は、救援軍の派遣を実行するが、天智天皇二年（六六三）、白村江の戦いで大敗を喫したのである。

倭国軍の精鋭部隊を失ったこの敗戦の痛手は大きなものであった。天智天皇は、この危機的事態に対処するために、あいつぐ築城による国土防衛体制の整備、亡命百済人の受入れとその統制、甲子の宣の施行、冠

位制の改訂、近江遷都、庚午年籍こうごねんじやくの作成などの諸政策をつぎつぎと実行していった。天智天皇は、当時の最新式の政治制度・支配方式である律令制の導入を積極的におしすすめた。

このうち庚午年籍という戸籍は、民衆をより確実に把握して統治するために、天智天皇九年に全国的に作成された。播磨国でも庚午年に戸籍が作られたことは、つぎの『続日本紀』の記事によってたしかめられる。すなわち、同書の天平神護元年（七六五）五月庚戌（二十日）条に、

播磨国の賀古郡の人である馬養造人上の言うところによると、人上の先祖にあたる吉備都彦の苗裔かみつちのねのおおきなのかかりなまの上道臣息長借鎌は、難波高津朝廷（仁徳朝）に播磨国賀古郡の印南野いなんのに家を構えて住んでいた。

「その六世の孫の牟射志むざしは、馬を飼育することに秀でていたため、上宮太子じょうぐうたいしに仕えて馬司うまのつかさに任命された。これによって、庚午年籍を造った時、誤って馬養造として登録されてしまった。そこで伏して願うが、居地の名を取って印南野臣の姓を賜いたい」ということである。国司が調査してみると、人上のいうことは事実であることがわかった。

という播磨国司からの報告があり、その結果、願いどおりに許可したことがみえるのである。

皇位継承問題では、天智天皇の意向と、弟の大海人皇子の考えとは異なっていた。天智天皇なきあと、近江朝廷の指導権を継承した大友皇子と、大海人皇子との間で六七二年に壬申の乱がおこった。

壬申の乱に勝利し、絶対的な権力をにぎった天武天皇のもとで、律令国家への歩みは、よりいっそう確実におし進められた。官僚機構の整備、部民制解体の促進、飛鳥浄御原令あすかきよみはらりょうの編纂、『古事記』『日本書紀』の原形の編纂開始、藤原京の造営着手、富本銭の発行、複都制の施行、氏姓制の改編その他である。

この天武天皇の政治は、皇后であつた持統天皇に受けつがれ、完成されていった。飛鳥浄御原令の施行、藤原京遷都その他である。一方で持統天皇は、我が子草壁皇子くさかべのみこの皇位継承の最大のライバル大津皇子を葬り去るが、草壁皇子もまた即位を待たずに没してしまつた。このため彼女はみづから即位し、やがて皇位を草壁皇子の子、すなわち自分の孫である文武天皇もんむに譲つた。このことにより、これ以後の皇位は草壁皇子の血統で引き継がれていくこととなつた。そして、この文武天皇の大宝元年（七〇一）に、大宝律令が施行されるに至つたのである。

## 2 畿内国と摂津・播磨国

「畿内国」と さて、「改新詔」のうち、神戸市に関係するので注目されるのが「畿内国」に関する規定  
明石の櫛淵 である。第二条の凡条の一つに、つぎのような規定がある。

凡そ畿内は、東は名墾なほりの横河より以来、南は紀伊の兄山せのやまより以来、西は赤石の櫛淵くしゆちより以来、北は近江の狭々波ささなみの合坂山あはさかやまより以来を、畿内国うぢのくにとす。

ここに見える「畿内国」は、おなじ第二条の首文のなかにも、「畿内国の司」とみえている。畿内とは、中国で成立した制度で、天子のいる都を中心とする一定範囲をさし、これを特別行政区画として重視していた。日本でも、この中国の制度を取り入れたのである。

右の「改新詔」の規定は、いくつかの特色をもっている。まず畿内の範囲を、皇居の所在地から四方にの

びる幹線道路上の一定地点で示していること、つぎに、その地点以内を一括して「畿内国」としていることなどである。このうち前者については、『日本書紀』では、「改新詔」が出された六四六年正月より以前に、都が難波に移されたことを記しているから、『日本書紀』の編纂者は、幹線道路の出発点、すなわち畿内の中心を難波に想定していたと考えられる。また、このような形で地域表示をしていることは、後者の点と関係する。

大宝・養老律令では、畿内は大和国・山背国・摂津国・河内国・和泉国（和泉監げの時期と、河内に含まれる時期とがある）の五カ国（四カ国のみ、四カ国一監の時期もある）からなっている。つまり、令制の国という行政区画の存在を前提とし、これを単位としているのである。ところが、「改新詔」の規定は、令制の国とは何の関係もない。

この点からみて、「改新詔」に見える「畿内国」の規定は、令制の国ができてくる以前の段階のものと考えられている。その段階では、幹線道路上の一定地点以内という大ざっぱな範囲を、「畿内国」という広域の行政区画としていた。しかし、のちに述べるように、だいたい天智朝の初期頃に令制の国ができあがってくると、「畿内国」も大和・山背・摂津・河内（和泉を含む）の四カ国に分割され、今度は、この四カ国からなる「畿内」がつくられたのであろう。

さて、「改新詔」の「畿内国」の規定のうち、神戸市と関係するのは、西の境界とされる「赤石の櫛淵」である。その場所については、現在の神戸市須磨区一の谷町から垂水区塩屋町にかけての海岸線とする説が有力である。この地域では、いく筋も谷がぎざぎざされた山が直接海に没する要衝となっていて、ちょうど櫛の

目のように見えたのであろうというのが、その根拠である。この比定が正しいとすると、神戸市域の多くの部分は、「畿内国」の範囲にふくまれていたことになる。

摂津国・播

「国」という行政区画の成立時期を考えるうえで注目されているのが、『日本書紀』天武天皇

磨国の成立

四年（六七五）二月癸未（九日）条である。

大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等の国に 勅し

て曰はく、「所部の百姓の能く歌う男女、および侏儒・伎人を選びて貢上れ」とのたまふ。

この条は、古い史料のおもかげをとどめているとみられている。これによると、天武四年の時点で、かつての「畿内国」は、すでに大倭・河内・摂津・山背の四国に分割されており、この四国からなる畿内、すなわち四畿内になっていったこと、またこの四畿内の周辺では、令制の国ができていること、などが知られる。この時点を基準にすると、令制の国は、一部の地域をのぞいて、だいたい天智朝の初期にはできあがったと考えられることとなる。

ところで、右の史料には、神戸市域をその一部にふくむ摂津国・播磨国が両方ともみえている。四畿内の一国である摂津国や、畿内に隣接する播磨国は、国として早く成立したのであろう。そのことは、『播磨国風土記』の讃容郡の船引山条に、

近江の天皇のみ世、道守臣、此の国の幸と為り（下略）

とあることとよく対応している。同風土記には、国幸（もしくは幸）にかんする記事がいくつかみえるが（たとえば筋磨郡少川里条など）、近江の天皇、すなわち天智天皇の時とするこの史料が、もっとも早い時期のこ

ととして国幸をとりあげているのである。また、『日本書紀』の天智天皇即位前紀（齊明天皇七年（六六一）是歳条）に、

是歳、播磨国<sup>くひのみこしち</sup>司<sup>し</sup>岸田臣麻呂等、宝の劍を献りて言さく、「狭夜郡<sup>さよ</sup>の人の禾田<sup>いなだ</sup>の穴内<sup>あな</sup>にして獲たり」とまうす。

とあって、「播磨国」の司がみえていることも、時期的にほぼ対応する（国司や郡の文字は、『日本書紀』編纂者による改変）。

なお、このようにして出来てきた令制の国に、中央から派遣されたのが「国幸（もしくは幸）」であった。右の史料にみえる「道守臣」や「岸田臣麻呂」たちである。国幸は、その訓クニノミコトモチが示すように、天皇の言葉を持って、すなわち国を治めていくうえでのさまざまな権限を与えられて、中央から国に派遣されたのであった。

さて、令制の国ができると、今度はその国をいくつかのグループにまとめて、広域の行政区画とすることが行われた。畿内や七道の制度である。このうち畿内は、すでに述べたように、『日本書紀』の天武天皇四年二月の記事によると、このときにはすでに成立していたとみられた。

一方、この史料にみえる四畿内以外の国々の配列順序は、七道の制度ができあがったあとの国の順序とはまったく異なっており、かえって「改新詔」の「畿内国」の範囲を示すところにみえる四本の幹線道路上の順番に合致している。この点から、天武天皇四年には、まだ七道制はできていないと考えられる。

ところが、『日本書紀』の天武天皇十四年九月戊午（十五日）条には、東海使者・東山使者・山陽使者・山

陰使者・南海使者・筑紫使者の六使を派遣したことがみえる。ここには北陸使者がみえないが、この使者の派遣の仕方は、明かに七道制にもとづいている。すなわち、七道制は、天武天皇四年から十四年の間に、令制の国を配分してつくられたと考えられるのである。

## 第三節 八・九世紀の政治過程

### 1 八世紀の皇位継承と印南野行幸

文武天皇から 持統天皇の讓位によって即位した文武天皇の治世は、持統太上天皇との共治の面がつよかつ称徳女帝へ たが、大宝律令の編纂と施行、遣唐使の三〇年ぶりの派遣などが行われた。しかし、文武

天皇は慶雲四年（七〇七）に二十五歳の若さで没した。しかしこの時、長子の首皇子はまだ七歳で、すぐに皇位を継承できなかった。このため、文武天皇の母が元明天皇として即位した。

元明天皇の時には、和同開珎の発行、平城京の造営と遷都などが行われ、和銅七年（七一四）には首皇子が皇太子となった。しかし、彼はなお即位するにはいたらず、皇位は文武天皇の姉の元正天皇に受けつがれた。元正天皇の時代には、養老律令の編纂が藤原不比等を中心として進められ、『日本書紀』が完成した。また、長屋王が政界のトップとなった。

神龜元年（七二四）、聖武天皇が即位した。夫人の藤原光明子が男子を出産すると、ただちに皇太子の地位につけ、皇位継承の方向性を鮮明にした。しかし、この男子は天死し、入れ替わるようにもう一人の夫人で



の大流行で藤原四兄弟は全員死亡し、政権が崩壊するという大変動が起こった。

その後、反藤原的と目される橘たちばなのもろえ諸兄が政界のトップとなり、聖武天皇のまわりは吉備真備きびのみまきびや玄昉げんぼうなどによって固められた。藤原氏は光明皇后を中心として、安積親王の立太子を阻止するために、阿倍内親王を初めての女性の皇太子とした。また藤原広嗣ひろつぐは、橘諸兄政権に反発して、天平十二年に九州で大反乱を起したが、失敗して殺された。

藤原広嗣の反乱がまだ終息しない時に、聖武天皇はかねて計画していた伊勢・美濃・近江の行幸に出発し、恭仁京くくにへの遷都を実行した。ついで、国分寺の造営計画を発表し、紫香楽むらさきに大仏を造ろうとし、そのために紫香楽宮も造営した。こうした聖武天皇の行動に不安を抱く勢力は、聖武天皇を一時難波宮に導き、難波宮を皇都しようとしたが、聖武天皇はやはり紫香楽に走り、大仏、甲賀寺、紫香楽宮の造営に力をかたむけ、紫香楽宮は一時的に皇都となった。しかし、このような聖武天皇の方針に反対するものは多く、ついに聖武天皇は、天平十七年に五年ぶりに平城京にもどった。

この間、安積親王が没し、聖武天皇の男子はいなくなり、新たな皇子の誕生もなかった。このため、皇位継承問題は一層混乱を深めていった。聖武天皇は、平城京の東に接して大仏を造顕し、東大寺を建立し、皇位を孝謙天皇に譲った。藤原氏では、光明皇后の後ろ盾をえて、仲麻呂が急速に勢力を拡大していった。

孝謙こうけん女帝は独身であったため、皇位継承問題は、依然として解決していなかった。聖武太上天皇は、遺言で道祖王みちすけを皇太子に指名したが、藤原仲麻呂は、皇太子を強引おおいに大炊王おおいに換え、天平宝字二年（七五八）に淳仁じゅんにん天皇として即位させた。しかし、この仲麻呂の皇位継承の方向により、孝謙太上天皇との関係は悪化

した。また光明皇太后との間にも溝が入った。

光明皇太后が没すると、仲麻呂と孝謙太上天皇の関係はさらに悪化し、貨幣政策の失敗による物価の高騰その他の失政、天候不順による飢饉の拡大などで追いつめられ、ついに天平宝字八年に反乱を起こし、琵琶湖畔で斬首された。これにともない、孝謙太上天皇が称徳天皇として重祚した。

称徳女帝は、道鏡を重用して法王の地位につけ、さらに即位させることをめざした。称徳天皇は、多くの反対があるにもかかわらずこの方針を押し進めようとしたが、宇佐八幡神託事件よって挫折し、失意のうちに宝龜元年（七七〇）に没した。

このあと即位したのは、天智天皇の孫である光仁天皇であった。これによって、天皇の皇統は、壬申の乱（六七二年）以来約一〇〇年にわたって皇位を継承してきた天武系から、天智系に移ったのである。

聖武天皇の 神龜三年（七二六）十月に聖武天皇は印南野・難波宮へ行幸した。まず九月二十七日に、播磨国印南野行幸のために装束司と造頓宮司が任命され、十月七日に出発している。『日本紀略』によると、同十日に邑美頓宮に着いたとしている。そして、その帰途、同十九日に難波宮に至り、ここで藤原宇合を知造難波宮事に任命して、難波宮の再建の意志を表明したあと、同二十九日に平城宮にもどっている。

この行幸に従事した笠金村や山部赤人の歌が、『万葉集』に収められている（巻六一九三五〜九四七）。これらには「舟楫もがも波高くとも」「漕ぎたむる浦のことごと」「我が漕ぎ来れば」などとあるので、船旅であったようである。

名寸隅なすく、大海の原（明石市二見町）、藤井（江）の浦（明石市藤江）、明石潟（明石市明石川河口）、敏馬みまの浦（灘区岩屋）などの地名が詠われているが、辛荷かろの島（たつの市御津町室津）、都太つたの細江（姫路市飾磨区今在家）なども見えるので、あるいは攝保郡あたりまで行ったのかもしれない。

この印南野から難波宮にまわった行幸は、何のためになされたのであろうか。聖武天皇のどのような意図が込められていたのであろうか。この問題に明確な回答を与えることはできないが、手がかりをえるために、聖武天皇の早い時期の行幸全体のなかでこの行幸を考えてみよう。

即位直後 聖武天皇は、その在位期間中に各所に行幸をくり返したが、特に即位直後の二、三年の間には、  
 の行幸 吉野、紀伊、難波などに行幸している。一般に、即位後にどこに行幸するかということのなかに、新天皇のメッセージが込められているはずである。

聖武天皇は神龜元年（七二四）二月四日に即位したが、その直後の三月一日に、どこよりも早く吉野に行幸した。この地は、いうまでもなく壬申の乱の時の大海人皇子（天武天皇）と鸕野うの皇女（持統天皇）の出発地であり、壬申の乱勝利の起点であった。聖武天皇は彼らの曾孫に当たり、吉野は聖武天皇にとって、みずから皇統誕生の聖地であった。聖武天皇は、即位後まず第一に吉野を訪れ、曾祖父母の偉業を追体験するとともに、自分がその皇統に直接連なるものであることを自他に示すとともに、みずからの皇位の安泰を願ったのであろう。また『万葉集』によると、聖武天皇は神龜二年五月にも吉野に行幸したらしい。

つぎに聖武天皇が行幸したのは、神龜元年十月の紀伊の和歌浦・玉津島であった。この行幸の重要な点は、翌十一月に大嘗祭が行われていることである。すなわち、大嘗祭の直前の行幸なのである。ここで、次の木

簡に注目したい。

□部郡可太郷黒江里戸主神奴与止麻呂調塩三斗神龜五年八月

これは平城宮跡から出土した木簡で、紀伊国海部郡可太郷の黒江里の戸主である神奴与止麻呂が調として納めた塩三斗の荷につけられていた荷札である。これによると、紀伊国海部郡の可太郷には黒江里がふくまれていることがわかる。この黒江里は、現在の海南市黒江にあたるので、可太郷は、現在の和歌山市加太からこの地域にまで、海岸ぞいに広がっていたことになる。このことは、聖武天皇が行幸した和歌浦・玉津島が可太郷に含まれていたことを意味する。

一方、延喜五年（九〇五）から延長五年（九二七）に編纂された『延喜式』の踐祚大嘗祭によると、大嘗祭にあたって神にささげる由加物は、紀伊国の場合、賀太潜女が採取することになっていた。従来、彼女たちの採取場所は、その呼称から現在の可太地方と見るほかなかったが、可太郷の範囲が右のように広がっていたとすると、和歌浦・玉津島の海面も含んでいた可能性が十分あることになる。

すると、聖武天皇が大嘗祭の直前にこの地にわざわざ行幸したのは、自らの大嘗祭に供える由加物の採取のありさまを見るためではなかったかと思われる。この行為の意味するところは、正確にはわからないが、紀ノ川河口部は、神武東征説話にも登場し、日前・国懸神が鎮座する名草郡が神郡とされているなど、王権にとって重要な故地であったとみられる。このような場所への右のようなタイミングで行われた行幸は、聖武の王権の正当性を示す意味があったのではなからうか。

即位直後の聖武天皇が行幸した三番目の場所は難波であった。神龜二年十月に難波宮に行幸しており、

『万葉集』には笠金村・車持千年・山部赤人らの歌が収められている(巻六一九二八〜九三四)。『続日本紀』には、このときの帰りの記事が欠けている。

この行幸で注目されるのは、大嘗祭の翌年に難波に行幸した点である。このことは、ただちに八十島祭を想起させる。この祭の初見は、嘉祥三年(八五〇)の文徳天皇の時である。大嘗祭の翌年に女官を使者として難波に向かわせ、難波に壇を設ける。神琴の音に合わせて天皇の衣装の入った宮の蓋を開けて振る。ついで襖ぎをして祭物を海に投じ、天皇の衣装を都に持ち帰る、というものである。

この祭については、大八洲の霊を天皇に付着させ、そのことによって国土の統治者としての宗教的資格を付与するためのもので、奈良時代には天皇みずから難波に行幸したとする考えが妥当であろう。聖武天皇も難波で大八洲の霊を身につけ、宗教的にも支配者となったのであろう。

印南野行 以上のように、即位直後の聖武天皇の行幸は、その行き先を見ると、皇位継承の正当性を示し、幸の目的 新天皇としての地位を固める目的を持っていたことがわかる。当然、神龜三年十月の印南野・

難波宮行幸にも、同様の意図があったものと推定される。

このうち、難波宮への行幸の意図は明かである。難波宮の再建は、自らの皇統の祖である天武天皇の宮を復興するという意志を明らかにしたものであり、天武天皇の皇統を受けつぐものとしての自己を明示しようとしたものと考えられる。

それでは、印南野への行幸の意図、印南野と難波宮をセットにした意味は、どのあたりにあるのであろうか。この点で注目されるのが、この行幸にしたがった山部赤人が「やすみしし 我が大君の 神ながら 高

知らせる 印南野の（やすみし）わが大君が 神意のままに 高々と宮を造り住まわれる 印南野の」と詠っていることである。しかし、わが大君が印南野に宮を造ったことは、史料には見えない。失われた史実があるのかもしれないが、少なくとも印南野が王権と何らかの關係があった可能性をうかがうことはできよう。先に検討した即位直後の他の行幸から見ても、印南野から難波宮にまわったその難波宮行幸から見ても、この可能性はあるのではなからうか。

そこで想起されるのが、「中大兄の三山の歌」の反歌である（『万葉集』卷一一四）。

香具山と 耳梨山と あひし時 立ちて見に来し 印南国原

（香具山と 耳梨山とが 争った時 阿善の大神がわざわざ見に来た 印南野だこは）

これは、『播磨国風土記』揖保郡上岡里条に見える出雲国の阿善の大神の説話と關係があるが、ここでは中大兄皇子が「印南国原（印南野）」を詠ったとされていること自体が重要である。中大兄皇子は実際に印南野と何らかのつながりを持っていたのかも知れないが、少なくともこの歌によって、印南野は中大兄皇子との關係で認識されていたと思われる。

いうまでもなく中大兄皇子（天智天皇）は、聖武天皇の曾祖父天武天皇の兄である。聖武天皇の直接の祖ではないが、皇統の有力な源泉の一つと見なされていた。その中大兄皇子にゆかりの地であり、王権と何らかの關係があったらしい印南野への行幸には、聖武天皇が天智天皇の權威をも継承する天皇であることを示そうとする意図が込められていたのであろう。

そうすると、印南野と難波宮をセットにした行幸には、天智天皇と天武天皇という二人の天皇に關係する

地を訪れるという意味がある。それによって、聖武天皇は自分が両天皇に列なるものであることを示そうとしたのであろう。天智天皇にゆかりの地は、ほかにも大津宮の故地、蒲生郡の蒲生野・匱連野、紀温湯その他があるが、地理的に難波宮とセットになりうる場所として印南野が選ばれたのであろう。

## 2 撰津職・撰津国と播磨国

撰津職から 大宝・養老律令によると、日本の国土は、藤原京・平城京などのごく小面積の「京」と大部

撰津国へ 分の「国」とにわかれ、さらに京は条一坊に、国は郡一里にわかれていた。また、国は畿内・

七道の広域行政区画に編成された。神戸市域が関係するのは、そのうち撰津職と播磨国である。これらが、それぞれ畿内と山陽道に属したことは、いうまでもない。

撰津職は本来は「津国」であった。しかし、この地域には難波津があり、難波宮（京）が造営されたことから、撰津職という特別の行政機関が設置された。この撰津職は、難波宮（京）にかんする職務だけでなく、『養老令』（職員令）に「撰津職 津国を帯す」とあるように、同時に津国の国政も担当した。そこで、津国は撰津国と称されるようになり、また、撰津職が行政区画名としても使われるようになったのである。

撰津職の初見は、『日本書紀』の天武天皇六年（六七七）十月癸卯（十四日）条に、

内少錦上河辺臣百枝を民部卿とす。内大錦下丹比公麻呂を撰津職大夫とす。

とあるものである。少錦上、大錦下とは、天智天皇三年（六六四）二月に定められた冠位二六階の、それ

ぞれ第一〇階、第九階のことである。大宝令制では、正五位上と従四位下に相当する。ここにみえる「撰津職大夫」の「大夫」という官職名は別として、このときに「撰津職」が成立していた可能性はあると考えられている。

つぎに、「撰津職」の終わりについては、延暦十二年（七九三）三月九日の太政官符（『類聚三代格』）に、難波大宮既に停む。よろしく職の名を改めて国と為すべし。

とある。これによって、延暦三年十一月の長岡遷都によって難波京が廃止されたのともなって、撰津職も停止され、撰津国となったことがわかる。長岡遷都後、延暦十二年まで廃止が遅れたのは、難波京を長岡京に移築する作業を撰津職が担当したためではなからうか。しかし、それは残務整理というべきものであり、撰津職の実質的な存在意義は、延暦三年で終わりをとげたとみてよからう。

さて、養老令によると、「国」は、大・上・中・下の四等級に区分されていた。この「国」は国司によって治められていた。国司は、守・介・掾・目の四等官からなり、その定員や官位相当は、国の等級と対応して定められていた。また、撰津職の官人も、大夫・亮・大少進・大少属の四等官からなっていた。表2は、これらをあわせて示したものである。これによって明らかのように、相当官位の高さからいっても、四等官の人数からいっても、撰津職は一般の国よりも重視されていた。

**撰津国の等級** つぎに撰津国の等級を考えることにしよう。『延喜式』（民部省）には、すべての国の等級が示されている。それによると、撰津国は上国となっている。しかし、国の等級は変更されること

がよくあったので、撰津国が奈良時代においても上国であったかどうかは、別個に検討しておかなければな

表2 摂津職官人・播磨国司の定員と官位相当

相当位階	摂津職	大国	上国	中国	下国
正五位上	大夫1				
〃 下		守1			
従五位上	亮1		守1		
〃 下		介1	介1	守1	
正六位上	大進1				守1
〃 下	少進2	大掾1			
従六位上		少掾1	掾1		
〃 下				掾1	
正七位上	大属1				
〃 下	少属2	大目1			
従七位上		少目1	目1		
〃 下				目1	
大初位上					
〃 下					
少初位上					目1
四等官計	8	6	4	3	2

日) 条によって、「摂津介外げい従五位下尾張連おわりのむらじあひひよ栗人」と「摂津掾正六位上多治比真人船主」の二人が同時に在任していることがわかる。したがって、このとき摂津国は上国(ただし甲乙の別は不明)であったことが確認できることになる。

つぎに、『日本三代実録』の貞観十二年(八七〇)三月三十日壬午条の菅原朝臣みねづく峯嗣の卒伝さつでんには、彼が天長八年(八三二)に摂津大目になったことがみえている。これによると、このとき摂津国は上国(甲)であつ

らない。

そこで表2をみると、上国であるかどうかは、介が置かれていて、しかも掾・目がともに大・少に分かれていないことで判別できることがわかる。ところが、上国の場合でも、その時々時々の処置によって、大・少の目が増え置かれてきた例は多いのである。このように、目が大・少に分かれている場合を上国(甲)、令の規定のように目が大・少に分かれていない場合を上国(乙)として区別することになっている。

この点に留意して史料を検討すると、『日本後紀』の延暦二十三年(八〇四)十月辛亥(十

た可能性がある。しかし、掾が多少に分かれているかどうかが明らかでないので、そうとは決定できない。というのは、つぎの史料によって、撰津国が大国であった可能性もあるからである。大国ならば、大少目がいるのは当然である。

すなわち、貞観九年六月十一日の「安祥寺伽藍縁起資財帳」に、「嘉祥元年歳次戊辰秋八月、前撰津国少掾上毛野朝臣松雄の松山一箇峰を得て（下略）」とあって、嘉祥元年（八四八）以前に少掾がいたことがわかる。また、「伏見宮記録 紀家集紙背」には、延喜十七年（九一七）正月五日の時点で、権大掾がいたことが記されている。このように、撰津国には大少掾が任命されていた。大少掾が任命されるのは大国に限られているのである。

以上から、撰津国は、延暦二十三年までは上国、嘉祥元年頃から延喜十七年までは大国、『延喜式』段階ではふたたび上国であったことが確認できる。延暦二十三年以前については、おそらく延暦十二年に撰津職から撰津国になって以来、上国であったのであろう。しかし、天長八年頃は、上国（甲）か大国か決められない。

#### 撰津職の

つぎに、撰津職の官人について検討することにしよう。撰津大夫の初見は、先にあげた天武天皇例を知ることができる。まず撰津大夫・守に就任したものを出身氏族別に分けたのが表3である。

#### 官人

皇六年（六七七）の丹比公麻呂であるが、大宝令の成立した大宝元年（七〇一）以後、多くの事

Ⅰ期は、大宝令が成立した大宝元年から、都が長岡京に移った延暦三年（七八四）まで、Ⅱ期は、延暦四年から六国史が終わる仁和三年（八八七）までである。延暦三年と四年の間で区切ったのは、平城京と難波

表3 撰津大夫・守の出身氏族

氏族名	I期		II期	
	数	%	数	%
王	7	25	4	12.5
藤原朝臣	3	10.7	5(1)	15.6
多治比真人(朝臣)	3	10.7	2	6.3
小野朝臣	1	3.6	3(1)	9.4
布施朝臣	1	3.6	1	3.1
百濟王	1	3.6	1	3.1
阿倍(安倍)朝臣	1	3.6	2(1)	6.3
橘宿祢(朝臣)	1	3.6	1	3.1
(大)中臣朝臣	1	3.6	1	3.1
和氣朝臣	1	3.6	1	3.1
高向朝臣	1	3.6		
大神朝臣	1	3.6		
大宅朝臣	1	3.6		
大伴宿祢	1	3.6		
平群朝臣	1	3.6		
文室真人	1	3.6		
佐伯宿祢	1	3.6		
豊野真人	1	3.6		
在原朝臣			2	6.3
出雲朝臣			1(1)	3.1
三原朝臣			1(1)	3.1
菅野朝臣			1(1)	3.1
三嶋真人			1	3.1
甘南備真人			1	3.1
高道宿祢			1	3.1
滋野朝臣			1	3.1
紀朝臣			1	3.1
平朝臣			1	3.1
計	28		32(6)	

これによると、撰津大夫・守に任じられた官人の出身氏族は、全部で二八氏にのぼる。その特色の一つは、王族の任命が多いことである。I期の二八例のうち、王は七例もある。これに多治比真人・文室真人・豊野真人・橘宿祢などの準王族といふべきものを加えると、全部で二三例、四六%で、半数近くに達する。この傾向はII期にも及んでいる。II期でも王族は四例、準王族を加えると一〇例で、全体の約三分の一になる。これは、とくにI期すなわち撰津職が置かれていた時期においては、撰津大夫と王族・準王族とは、結

京が長岡京に統合されたことよって、撰津職・播磨国ともに大きな影響を受けたと思われるからである。また、史料が伝わらなかつた例も多いはずであるから、これで撰津大夫・守のすべてではない。しかし、大体の傾向は、この表からうかがうことはできると思われる。

表4 撰津大夫・守の就任時の位階

位階	I期	II期
正3位	4	1
従3位		
正4位	2	1
従4位		7
正5位	10	
従5位	6	2(1)
正5位	3	9(2)
従5位		5
正5位	1	

( ) 内は権守で内数

びつけて理解されていたことを示している。  
 つぎに、撰津大夫・守に就任したときの位階を示したのが表4である。これによってI期とII期を比較すると、II期になって撰津守の就任時の位階が低下する傾向があることがわかる。これは、のちに述べられるように、撰津国が上国にランクされたことと関係がある。表4に示したように、撰津大夫と上国の守では、相当位が三階も違っているのである。

以上によると、撰津職が実質的に機能していたI期では、その長官である大夫の地位は高く、高位のものが任命されていた。また、難波京という天皇の都を管轄することの影響か、王族・準王族が任命されることが多かった。しかし、難波京が廃止され、都が撰津の範囲の外にでてしまうと、撰津守の地位が撰津大夫に比べて低下することはいかんともしがたかった。

**播磨国の等 級と国司** いっぽう播磨国は、山陽道の第一番目の国として重視された。『延喜式』(民部省)では大國となつてゐる。しかし、さきに指摘したように、国の等級は変わることがしばしばであった

ので、播磨国が奈良時代でも同様に大國であったかどうかは、検討しておく必要がある。

播磨大少掾がみえる最初の史料は、天平四年(七三三)以前の「播磨国郡稲帳」(『大日本古文書(編年)』二一五〇〜二、以下二一五〇〜一のように略す)であることがわかる。これには、

下任同国大掾従六位上民忌寸黒人 従参人、并肆人(内訳略、同国は播磨国)

表6 播磨守の出身氏族

氏族名	I 期		II 期	
	数	%	数	%
藤原朝臣	4	18.2	9(4)	18.8
大伴宿祢	2	9.1		
石川朝臣	2	9.1		
賀茂(鴨)朝臣	2	9.1		
小野朝臣	1	4.5	2	4.2
王	1	4.5	1	2.1
阿倍(安倍)朝臣	1	4.5	1	2.1
巨勢朝臣	1	4.5		
坂上忌寸	1	4.5		
仲真人	1	4.5		
上道朝臣	1	4.5		
高円朝臣	1	4.5		
日下部宿祢	1	4.5		
道嶋宿祢	1	4.5		
多治比真人(朝臣)	1	4.5		
佐伯宿祢	1	4.5		
源朝臣			12(9)	25
橘宿祢(朝臣)			4	8.3
菅原朝臣			3(3)	6.3
紀朝臣			3(2)	6.3
文室真人			3	6.3
春澄朝臣			1(1)	2.1
大枝朝臣			1(1)	2.1
(大)中臣朝臣			1	2.1
阿保朝臣			1	2.1
賀陽朝臣			1	2.1
和気朝臣			1	2.1
三原朝臣			1	2.1
在原朝臣			1	2.1
南淵朝臣			1	2.1
長岑宿祢			1	2.1
計	22		48(20)	

表5 播磨守就任時の位階

位階	I 期	II 期
正 3 位	1	
従 3 位		5(4)
正 4 位上	2	
“ 下	2	4(3)
従 4 位上	3	8(4)
“ 下	1	10(6)
正 5 位上	2	1
“ 下	2	3(1)
従 5 位上	3	2
“ 下	3	2

( ) 内は権守で内数

下任同国少掾従七位上大伴宿祢(犬甘)(欠損)(内訳略)  
 とあり、播磨国に大少掾がいたことがわかる。他の事例をさがすと、播磨国では、天平初年以降、ほぼ継続して大少掾が任命されている。したがって播磨国は、天平初年以後は大国であり続けたことになる。それ以前については不明だが、おそらく国の等級付けが始まって以来、いつか

つぎに、播磨国司について検討しよう。播磨国司の初見は、『日本書紀』の天智天皇即位前紀(斉明天皇七年(六六一)是歳)にみえる「播磨国司岸田(きしたの)臣麻呂」である。

表7 議政官の播磨守兼任

年・月	人名	位階	播磨守	議政官	他の兼官
貞観 5・2	春澄善繩	正4位下	権守	参議	式部大輔
〃 7・3	大枝音人	従4位下	権守	参議	左大弁
〃 16・1	菅原是善	従3位	権守	参議	式部大輔
〃 18・1	藤原冬緒	従3位	権守	参議	民部卿
元慶 2・1	源勤	従3位	権守	参議	右衛門督
〃 5・12	藤原山蔭	従4位上		参議	左大弁
仁和 1・1	藤原国経	正4位下		参議	皇后宮大夫
〃 3・2	源直	正4位下	権守	参議	右近衛中将

これは国宰の事例だが、大宝元年（七〇二）以降の播磨守の事例を整理したのが、表5、6である。

表5によって、就任時の位階をみてみよう。まず大国である播磨国の守の官位相当は、表2のように、従五位上である。しかし、I、II期ともこれより高位のものが任命されている場合が多い。

つぎに、I期では、正四位上から従五位下までのものが、まんべんなく任命されていることがわかる。これに対して、II期では、四位クラスの任命が多く、従三位という高位のものも多くなっている。したがって、I期とくらべてII期のほうが、就任時の位階が高くなっているといえよう。

これは、II期になって都が平城京から長岡京・平安京に移ったことが、大きな理由ではないかとみられる。それによって、播磨国は、交通的に都と関係が深くなり、その地位も向上したのであろう。

そのことは、II期になって議政官が播磨守を兼任する場合がでてくることとも関係がある。表7は、これを示したものである。たとえば、はじめの春澄はるすみのよしただは、参議で式部大輔であったが、貞観五年（八六三）二月に、正四位下で播磨権守ごんのかみに任命されている。

この表7と表5をくらべてみると、II期の播磨守・権守のうち、高位の任命者に権守が多く、しかも彼らは参議である場合が多いことがわかる。II期のう

ち八例も議政官ぎじょうかん（すべて参議）の兼任があることは、播磨国守というポストの評価が、Ⅱ期になって高まったことを示すと考えられる。

つぎに、表6によって、播磨守の出身氏族を見てみよう。この表によると、播磨守を出した氏は、Ⅰ期一六氏、Ⅱ期一九氏にのぼる。Ⅰ期では藤原朝臣がやや多いくらいで、顕著な特色はない。

これに対して、Ⅱ期になると、藤原朝臣がひきつづいて多いが、それを凌駕して源朝臣が多くなっていることが注目される。源朝臣で全体の四分の一を占めているのである。また、源朝臣のものが参議になって、さらに播磨権守を兼任した例が二例ある（表7）。源朝臣は、皇子が臣籍降下してつくられた特別の氏であるから、その任命が多いということは、やはり播磨国守の評価が高まったことの反映であろう。

以上のように、播磨国に対する中央の評価は、長岡遷都によってこの国が都に近くなるとともに、上昇していったのである。

撰津・播磨国府 撰津職の政庁や撰津国府については、その所在地は、現在のところ明らかでない。前者については、わずかに『令集解』に引く「穴記」に、その政所が（難波）京内にあるとしている

史料がある程度である。後者の撰津国府については、いくつか文献史料がある。

まず『日本後紀』の延暦二十四年（八〇五）十一月乙酉（二十日）条に、

撰津国治を江頭に遷す。之を許す。

とある。この「江」は難波堀江であるとみられるから、このころ撰津国府は現在の大川ぞいの地域（西生郡内）に移されたのである。それまでは、難波京内にあった撰津職の政所が、撰津職の停止後、撰津国府とし

て使われていたと思われる。

つぎに、天長二年（八二五）三月、「撰津国の江南四郡」（西生・東生・住吉・百済の四郡）を和泉国に所属変更したのにもなつて、西生郡内にある「撰津国治を豊島郡家以南の地に遷す」ことが命じられた（『日本紀略』天長二年三月癸酉〔三十日〕、四月癸未〔十日〕条）。「豊島郡家以南の地」がどこかは明らかでない。その後、四郡の所属変更は、住民の猛反対で撤回されたが、国治の移転はそのまま実行されたらしい。

さらに、『続日本後紀』承和十一年（八四四）十月戊子（九日）条には、

撰津国言す。去る天長二年正月廿一日、承和二年十一月廿五日の両度の勅旨によるに、河辺郡の為奈野に定めて、国府を移し建つべし。而るに今、国弊れ民疲れ、役を発するに堪えず。望み請ふらくは、かの曠野に遷すことを停めて、便りに鴻臚館を以て国府となし、且に修理を加えん、てへれば、勅して之を聴す。

とある。これによると、河辺郡の為奈野に国治を移転させる計画があつたが、結局実行されず、この時になつて、難波堀江ぞいにあつた鴻臚館を修理して転用することになつたことがわかる。

以上のように、撰津職の庁舎と撰津国治は、難波京内から難波堀江頭、豊島郡家以南の地、さらに鴻臚館と移動したことがわかる。しかし、現在のところ、いずれの地についても、その場所は確定していない。

播磨国府については、承平年間（九三二〜九三八）に編纂された『和名類聚抄』に「国府は飭磨郡に在り」とあり、『色葉字類抄』『拾芥抄』などに同様の記述があるほかには、撰津国府のような文献史料はない。

播磨国府に関連する可能性のある遺跡として、本町遺跡（姫路市本町）が推測されている。近辺に総社そうじやがあり、国府寺こくふでらという町名も残ることがその主たる根拠である。しかし、発掘調査によって国府関連遺跡であることを示す積極的な証拠はいまのところ検出されていない。

### 3 九世紀の皇位継承

光仁天皇から 光仁天皇の即位により、皇統は、約一〇〇年続いてきた天武系から天智系に移った。このころ 桓武天皇へ とはさまざまな軋轢あつれきを産んだらしい。このため、光仁天皇は、聖武天皇の娘である井上内親王を皇后とし、彼女との間にできた他戸親王たごせきを皇太子とした。すなわち天武系・天智系の両方の血をひく他戸親王を次の天皇とするという意思表示によって、両派の融和をはかろうとした。

しかしその後、井上皇后と他戸皇太子は地位を追われ、かわって山部親王が宝龜四年（七七三）に皇太子となり、その後天応元年（七八二）に桓武天皇として即位し、同母弟の早良親王さわらを皇太子とした。この即位に不満を持つ氷上川継ひかのかわつぐの謀反事件があったが、皇統は天智系に定着した。

延暦三年（七八四）五月には長岡村の視察が命じられ、長岡遷都が公式に動き出した。そして、同年十一月には早くも遷都が実行された。工事は急ピッチで進められていたが、翌年九月、桓武天皇が平城京方面に行幸した留守に、長岡遷都の推進者で桓武天皇の信頼の厚い藤原種継たねつぐが暗殺されるという事件が起きた。取り調べが進むなかで早良皇太子に嫌疑がかかり、彼は事実上殺された。かわって、桓武天皇の皇子である安

殿親王が皇太子となった。

桓武天皇の時代は、「軍事と造作」と称されたように、都城の造営と蝦夷との戦いによって特色づけられているといつてよい。都城は、長岡遷都のわずか一〇年後の延暦十三年に平安京に移された。また、蝦夷との戦いは一進一退であったが、治世の後半には、拠点を多賀城（宮城県多賀城市）から胆沢城（岩手県奥州市）へ進めることに成功している。

平城天皇と 桓武天皇の死後、大同元年（八〇六）に平城天皇が即位し、同母弟の神野親王を皇太子とし

嵯峨天皇

た。参議を観察使としたり、官司の統廃合などを行なった。しかし、翌大同二年、伊予親王

の謀反事件が起き、伊予親王とその母の吉子は幽閉され、自殺した。平城天皇は、早良親王・伊予親王母子らの怨霊に悩まされ、嵯峨天皇（神野親王）に譲位した。嵯峨天皇は、平城天皇の子である高岳親王を皇太子とした。

一方、平城太上天皇は、藤原種継の子の薬子や仲成とともに平城宮を改修してここに移り、参議を復活する旨の詔を出し、さらに平城宮に都をもどす意向まで示すに至った。嵯峨天皇は、平城太上天皇に復位の意志ありとみて、これに対抗して弘仁元年（八一〇）に藏人頭を置き、天皇から太政官への勅命を伝えるルートをおさえた。両派の対立は激化したが、同年、嵯峨天皇側が仲成を殺し、平城太上天皇の東国行幸を阻止し、平城太上天皇は出家し、薬子は自殺することで決着が付いた。さらに嵯峨天皇は、皇太子を、平城太上天皇の子である高岳親王から、弟の大伴親王に変えた。これが、薬子の変または平城上皇の変である。

嵯峨天皇は、太上天皇が政治の中枢に関われないようにし、弘仁十四年に譲位するとともに嵯峨院に隠居

第三節 八・九世紀の政治過程

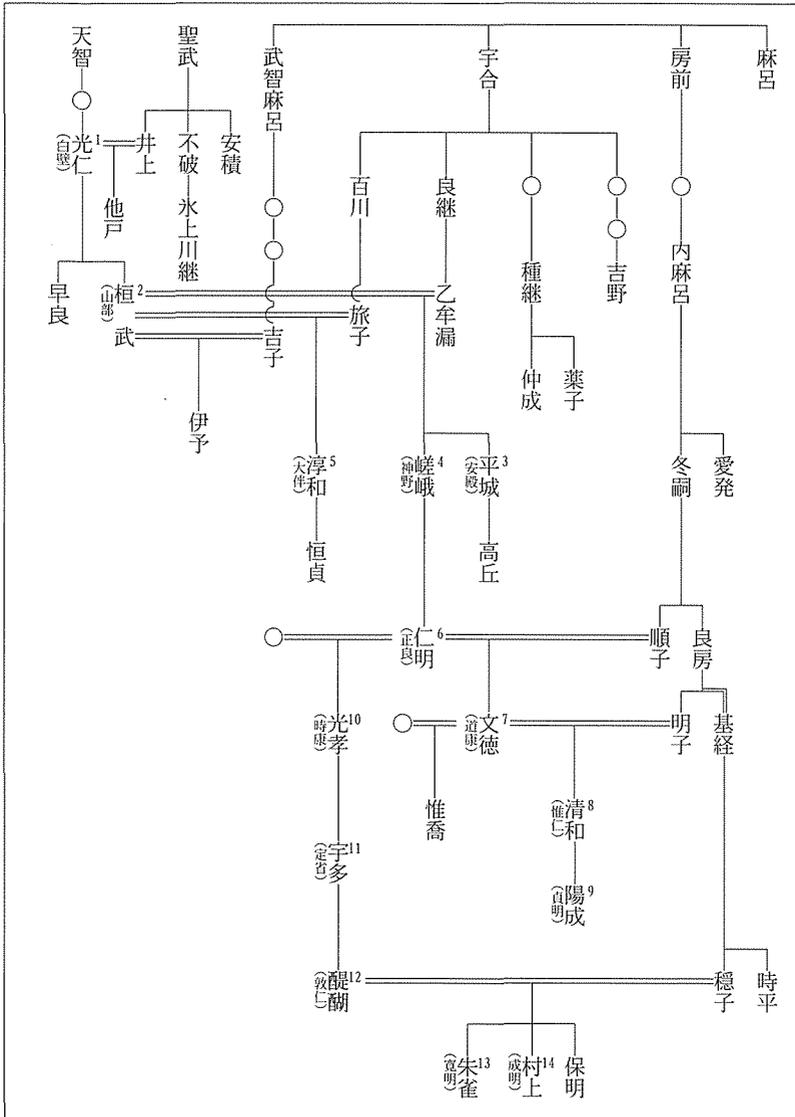


図13 天皇家と藤原氏の関係系図

した。これらにより、天皇の最高権力者としての地位が確立した。次の淳和天皇（大伴親王）は、嵯峨天皇の子の正良親王を皇太子とした。

天長十年（八三三）、淳和天皇は讓位し、仁明天皇（正良親王）が即位した。仁明天皇は、淳和天皇の子である恒貞親王を皇太子とした。

仁明天皇から 承和九年（八四二）、嵯峨太上天皇が没すると、春宮坊関係者が関わったとされる承和の変 醍醐天皇へ がおこった。これにより、恒貞親王は皇太子を廃され、かわって道康親王が皇太子とされ

た。道康親王は、仁明天皇と、藤原良房の妹である順子の子である。また、大納言藤原愛発や中納言藤原吉野らも左遷された。

仁明天皇は嘉祥三年（八五〇）に没し、道康皇太子が文徳天皇として即位した。この時文徳天皇には、紀氏出身の静子との間に惟喬親王これたかがいたが、藤原良房の娘明子あきらけいこの産んだ惟仁親王これひとを皇太子とした。文徳天皇は、政治に対して意欲を持っていたが体が弱く、天安二年（八五八）に三十二歳の若さで没してしまった。この時、皇太子の惟仁親王はまだ九歳であったが即位した。これが清和天皇で、政務能力を持たない幼帝のはじめての出現である。これにともなって、外祖父の藤原良房が、天皇の機能を代行するようになった。のちに摂政といわれることになる立場である。

貞観八年（八六六）に応天門の変がおこった。大納言の伴善男とものおよしおが、応天門炎上の犯人として左大臣源信みなもとを告発したが、取り調べによって逆に善男のほうが罰されたという事件である。この事件の処理には、良房が「天下の政を撰行せよ」という命を受けてことにあたった。

貞観十八年、清和天皇は讓位し、息子の貞明親王が即位した（陽成天皇）。しかし陽成天皇は、行動に粗暴なところがあり、藤原良房のあとを継いだ基経らによって讓位させられ、これに代わり、仁明天皇の子である時康親王が即位した（光孝天皇）。この時光孝天皇はすでに五十五歳であったが、基経に自分の補佐を命じた。これが関白の初めである。

光孝天皇の死の直前に皇太子はその子である源定省に決められた。臣籍に降下していた彼は、ただちに親王にもどり、そののち正式に皇太子となり、さらに即位した。宇多天皇である。宇多天皇は、基経に政務の補佐を命じたが、橘広相が起草したその勅の文章に「阿衡に任ずる」という語があったことから問題が生じた。阿衡とは、中国の殷王朝の官で、職掌の明確でない名譽職的なものであったので、基経が反発したのである。結局、宇多天皇が折れ、基経は関白の地位を確保することに成功した。

宇多天皇は、藤原時平と菅原道真を重用し、天皇の主導権を回復する施策を行っていくが、寛平九年（八九七）に皇太子の敦仁親王に讓位した（醍醐天皇）。その後、昌泰四年（九〇一）、菅原道真は大宰権帥に左遷されて失脚し、時平は妹の穩子を醍醐天皇のもとに入内させ、その子保明親王を皇太子とし、政治的  
主導権を掌握した。

## 第四節 郡の成立と変質

### 1 六甲山地南部の郡と郷

荒田郡の 六甲山地の南部は、現在、東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨区として編成されている。古代  
範圍 の行政区画では、東側が摂津国菟原郡、西側が同国八部（八田部）郡であった。両郡は、何度

も名称や境界が変更されたが、基本的には灘区と中央区の境界付近で分けられていた。菟原郡の領域は、五  
〇％を東灘・灘区が、残りを芦屋市と西宮市の南部が占めていた。八部郡の領域は、中央・兵庫・長田・須  
磨区ですべてを占めていた。『和名類聚抄』によると、菟原郡には賀美・葦屋・布敷・天敷・津守・覚美・  
佐才・住吉郷が、八部郡には生田・宇治・神戸・八部・長田郷が設置されていた。菟原郡賀美郷を除くすべ  
での郷は、神戸市域にあったと推定されている。

しかし、このような郡のあり方は、そのまま古くさかのぼるものではなかった。(a)「荒田郡中富里荒田直」  
と記された硯が、八部（雄伴）郡西端の大田町遺跡（須磨区大田町）から見つかっていること、(b)兵庫区荒  
田町付近の宇治郷や大輪田泊が、八世紀中葉の史料に、菟原郡にあったと記されていることから、八世紀

の初頭に、六甲山地の南部はすべて荒田郡に編成され、郡家は荒田町付近にあった可能性がある。

しかし、南部は、第一章で述べたように、葛城臣・大伴連・物部連・倭直やまとのあた・凡河内直おほしつらのあたなどの盛衰により、地域社会のあり方が目まぐるしく変わり、八世紀以降も郡の名称や範囲が何度変更されていた。したがって、上記の根拠(a)・(b)だけでは、南部がすべて荒田郡になったとは言い切れない。

さらに、八世紀の初頭もしくはそれ以前に、「活田長峽いくたながを・長田・広田のクニ」「雄伴おとものクニ」「(凡)河内のクニ」などを含め、南部を統轄するような強大な郡(評)が、「荒田」という名称で成立してくる過程も想定しにくい。また、いったん広域な荒田郡が成立した後、大伴連に関する「雄伴」という名称の郡が新設され、すぐに「八部」郡に変更されていく過程も想定しにくい。

第一章で述べた南部の地域社会の展開をふまえるならば、雄伴郡は「雄伴のクニ」が発展的に解消され、八世紀の初頭に南部の西側に成立したと考える方が妥当である。もし荒田郡が本当にあったのであれば、大伴連や物部連の盛衰のなか、屯倉の田部の統率者であった可能性もある荒田(部)直の地域社会が発展し、荒田町の付近に成立したのであろう。

六甲山地南部 菟原郡のもの名を「雄伴国」と記す史料があることや(『住吉大社神代記』、大阪湾沿岸の郡の変遷)における地域社会の展開から、七世紀の後半から八世紀の初頭にかけて、南部に広がって

いた「雄伴のクニ」や「(凡)河内のクニ」を分割しながら、東側には菟原郡(もしくは、その前身となる評)、中央部には荒田郡、西側には雄伴郡が設置されていたと考えられる。

この想定によると、上記の根拠(b)は、八世紀の中葉までに荒田郡(の一部)は菟原郡に統合され、消滅し

8c 初頭	雄伴郡	荒田郡	?	菟原郡		
8c 前半	雄伴郡		菟原郡			
8c 後半～ 9c 前葉	菟原郡					
9c 初頭	八部郡	?	菟原郡			
10c 初頭	八部郡		菟原郡			
10c 前半	八部郡		菟原郡			
現在	須磨区	長田区	兵庫区	中央区	灘区	東灘区

図14 六甲山南部における郡域の変遷  
(?：菟原郡に属していた可能性が高いか)

たと見なせばよい。荒田郡は、郡名や荒田(部)直の地域社会の発展過程からすると、重要な地域ではあるが、規模の小さい行政組織であったと考えられる。それ故に、荒田郡は、設置された後にすぐに統廃合されたのである。

また、上記の根拠(a)は、考古資料の出土地点と文字の内容を重視すれば、八部(雄伴)郡の前身は荒田郡であったことになる。しかし、第一章で述べた地域社会の発展過程を総合的に判断した場合、出土時点と文字の關係に固執するよりも、荒田町付近に住んでいた人の硯が、何らかの理由で、須磨駅家との関連性も指摘されている大田町遺跡で廃棄されたと考えた方がいいのではなからうか。

このように、古代国家が成立した当初は、菟原・荒田・雄伴郡などの諸郡が乱立し、その後、八世紀の前半に、全国で郡の分割や新設が行われた時に荒田郡は古湊川を境界として分割され、東側は「菟原郡」、西側は「雄伴郡」となった可能性が高い(図14)。

一方、菟原・雄伴郡の郡領氏族は不明である。南部の広い範囲に勢力を及ぼしていた凡河内直(忌寸)・倭直(大和忌寸)や大伴連などの後裔氏族であった可能性が高い。しかし、いずれも急速に没落しており定かではない。

菟原・雄伴から  
菟原・八部郡へ

その後、八部郡が成立してくる過程については、次の二つの説がある。(a)説は、旧来のものである。弘仁十四年(八三三)に大伴皇子が淳和天皇として即位したため、実名を使うことが避けられ、雄伴郡は八部郡という名称になったとする。この説では、名称が変更されても郡家の場所は移動しなかったと推定されている。

これに対して(b)説は、最近の解釈である。「天長九年に菟原郡を割きて八部郡と為す」という記事(名古屋博物館所蔵の『和名類聚抄』)や、御蔵遺跡(長田区御蔵通四〇七丁目)の発掘調査などから、「菟原・雄伴郡」が八世紀の後半から九世紀の前葉に「菟原郡」に統合され、天長九年(八三三)に「菟原・八部郡」に分割されたとするものである。それにともない、雄伴(八部)郡の郡家は、雄伴郡の有力な氏族がいた上沢遺跡の周辺から、御蔵遺跡の周辺に移動したと推定されている。

現時点では、文献史料や考古資料のあり方を総合的に解釈している(b)説の方が有力であろう。一方、菟原郡の郡家は、いつどのような経緯をたどったのか不明であるが、寺田遺跡の周辺(菅屋市三条南町)から、郡家遺跡や住吉宮町遺跡の周辺(東灘区御影町・住吉宮町)に移動したと推定されている。

菟原郡が、荒田郡に引き続いて雄伴郡を統合した理由や、八部郡が、菟原郡を割いて新たに設置された理由は不明である。しかし、第三章第四節3項で述べるように、八世紀の後半から九世紀の前半にかけて、海運の増大や長岡京への遷都にともない、大阪湾北岸の水上交通や摂津国の行政組織が大幅に再編されたことと関係していたかもしれない。特に八部郡の新設は、難波津から大輪田船瀬ふなせによる瀬戸内海交通の掌握体制

への移行と関係していた可能性が高い。

八部郡が設置されたころの状況として、『続日本後紀』承和二年（八三五）の記事から、次のような想定がなされている。

撰津国にいた矢田部聡耳は（旧雄伴郡内か）、都にいた有力者との結びつきを強め、新しい郡の設置に積極的に関わった。そして、八部郡が設置されると官位を与えられ、その長官になった。しかし、聡耳は、その官位をもとに政府の役人へ転身するため、すぐに辞任し散位（官位を有しているが官職に就いていない者）となった。そこで弟の貞成が、従八位上（長官に就任できる位階）を与えられ、八部郡の大領（郡の長官）となった。聡耳と貞成の一族は、郡を設置した功勞が認められ、もしくは勢力が拮抗していた郡内において一族の地位を高めるため、「矢田部」から「興野宿祢」に改姓された。

この想定のは非は、今後も検討していく必要がある。しかし、少なくとも聡耳の一族が、新設された八部郡のなかで中心的な役割を担っていたと言えるであろう。

『和名類聚抄』によると、菟原郡布敷郷と八部郡生田郷の間に郡の境界があったことになる。これは、現在の灘区と中央区の境界とほぼ一致している。この境界の東側には、式内小社の汶売神社と推定されている敏馬神社（灘区岩屋中町四丁目）がある。

『和名類聚抄』から推定された境界によると、この神社は菟原郡にあったことになる。しかし、『延喜式』の神名式には八部郡にあったと記されている。これが誤記でなければ、十世紀の初頭の境界は、敏馬神社の東側を流れていた西郷川付近もしくは菟原郡の郡家があったと想定されている郡家遺跡の西側を流れていた

石屋川と西郷川の間にあったことになる。

また、『和名類聚抄』から推定された境界によると、宇治郷と大輪田泊（中央区と兵庫区の境界付近）は、八部郡もしくはその前身である雄伴郡にあったことになる。しかし、天平年間（七二九〜七四九）の『行基年譜』や「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」には、菟原郡にあったと記されている。これらの記事を信じるならば、八世紀の前半に荒田郡を分割もしくは統合して菟原郡と雄伴郡を設置した頃の境界は、古湊川であったことになる。

このように、南部の行政区画は、名称だけでなく、少なくとも次の三回にわたって境界が変更されたことになる。(a)八世紀の前半には、もともと西側に郡堺があった（中央区と兵庫区の境界付近）。(b)十世紀の初頭には、もともと東側に郡堺があった（灘区と中央区の境界よりやや東側、もしくは東灘区と灘区の境界付近）。(c)十世紀の前半には、すこし西側に移動した（灘区と中央区の境界付近、もしくはやや西側）。

## 2 六甲山地西部の郡と郷

縮見屯倉から志

六甲山地の西部は、現在、垂水区・西区として編成されている。古代の行政区画では播

美・高野郷へ

磨国明石（赤石）郡であった。その領域は、八〇%を神戸市が、残りの二〇%を明石市

が占めていた。『和名類聚抄』によると、明石郡には垂水・明石・住吉・葛江・神戸・毘美郷が設置されていた。この中で垂水・明石・住吉郷は神戸市域にあったと推定されている。

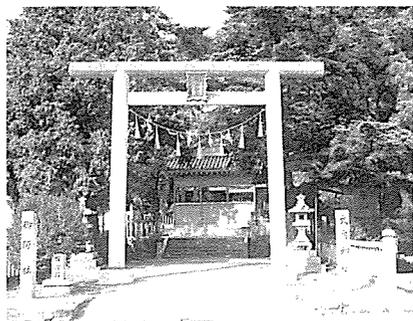


写真6 御阪神社（三木市）

明石郡の北側は播磨国美囊郡に接していた。後述のように、両郡は同じ国造によって統轄され、第一章第二節で述べた縮見屯倉は、両郡の境界にまたがって設置されていた可能性が高い。そこで、美囊郡も踏まえながら、明石郡の領域と郡領氏族（郡司の長官や次官を代々務め、国司のもとで実質的な職務を行った氏族のこと）について、見ていきたい。

美囊郡志美郷は、『播磨国風土記』に記された志深里にあたり、淡河川と志染川の流域にあった。この川の合流点には、美囊郡で唯一の式内小社である御坂神社があり、その南岸（三木市志染町付近）は志美郷や縮見屯倉の中心地であった。美囊郡と志美郷の名称は、履中天皇の言動に由来し（『播磨国風土記』）、億計王と弘計王とを履中であつたことから、この地域は、履中と密接に関係していたのかもしれない。億計王と弘計王は、日下部連との関係により縮見屯倉に来たことから、この地域には、忍海部造だけでなく、日下部（連）もいたと推定されている。

また、美囊郡高野郷は、『播磨国風土記』に記された高野里にあたり、三木市別所町付近（美囊川の南岸）にあった。高野里の「祝田」（別所町東這田・西這田）にあった社では、玉帯志比古大稲男と玉帯志比売豊稲女が祀られていた（『播磨国風土記』）。これは、伊和大神の子である玉足日子命と玉足比売命を農耕神にしたものと推定されている。

この祝田は、「播磨国□□□祝田里矢□□」と記された木簡の祝田里であつた可能性が高い（『平城

宮発掘調査出土木簡概報』一九、二三頁)。したがって、『和名類聚抄』に記された高野郷は、高野里や祝田里を再編したものであり、矢田部など「矢」がつく氏族がいたと考えられる。

第一章第二節1項で述べたように億計・弘計王は、来目部小楯（おたて）に身分を明かした後、縮見にあった「柴宮」（川村宮・高野宮・小郊宮（おの）・池野宮）でしばらく暮らしていた（『日本書紀』『播磨国風土記』）。このなかで池野宮は、明治の初め頃、池野と高男（こうなんじ）が合併し、窟屋（いわや）という地名ができたことから、三木市志染町窟屋付近にあったと考えられている。そして、この近くにあった窟屋山が、日下部連使主の自害した「縮見山」だと推定されている。

一方、高野宮は、志染町細目の高宮にあったという説や、サト名が一致しているので美婁郡高野里にあったという説がある。しかし、後者の説では「美婁郡志深里に高野宮があった」という記述（『播磨国風土記』賀毛郡植原里条）と矛盾する。そこで、明確な根拠は示されていないが、古くは縮見と呼ばれる範囲が広く、高野里の付近も含まれていたと解釈されている。

縮見屯倉から 縮見屯倉の中心地であった志染川の南岸から、雄岡山（おつこうざん）付近の丘陵を越えた明石川の流域  
住吉・神戸郷へ には、押部（おしべ）という地名や押部遺跡（西区押部谷町）がある。押部は、縮見屯倉の管理人であった忍海部（造細目）に係る地名だと言われている。そして、さらに東側へ四キロメートル離れた明石川の上流には、顕宗仁賢神社（西区押部谷町木津）がある。

志染町と押部谷町は、現在でも鉄道や道路による往来が盛んである。縮見屯倉は、鉄工や山林資源と密接に関わっており、その活動範囲が、淡河川や志染川だけでなく、雄岡山付近の丘陵から明石川上流の山野に



写真7 顕宗仁賢神社（西区）

及んでいたとしても不思議ではない。

さらに、この丘陵を通過するルート付近には、大和や河内の勢力が瀬戸内海へ進出する時に大きな役割を果たしていた住吉神社があり、古墳時代後期には前方後円墳（金棒池一号墳）も作られている。これは、大和や河内の勢力が、志染川の南岸から明石川の上流に形成された地域社会と関係を持ち、瀬戸内海交通だけでなく、志染川と明石川を結ぶ陸上交通の掌握にも乗り出していたことを示している。

住吉神は西日本の各地で祀られ、経済的な基盤として摂津・播磨・安芸・長門・丹波国に二一九の神戸が設定された。

そのなかで、金棒池一号墳と魚住泊うわすみのとまりの近くには三つの住吉神社が造営され（西区押部谷町細田、明石市魚住町、同市長坂寺）、播磨国の某郡には八二の神戸が設置された（『新抄格勅符抄』神封部）。『和名類聚抄』に記されている明石郡の住吉郷と神戸郷は、この神社や神戸と関係していた可能性が高い。

一般的には、明石川の上流が住吉郷、赤根川から瀬戸川の下流が神戸郷と推定されているが、逆であった可能性もあり、詳細は不明である。しかし、縮見屯倉の経済的な活動地域は、八世紀以降美囊郡志美郷・高野郷と

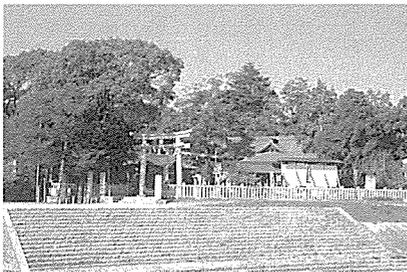


写真8 住吉神社（西区）

明石郡住吉郷（もしくは、神戸郷）という行政組織に編成されたと云える。明石川の上流域が、縮見屯倉や忍海部造と関係していたのであれば、「住吉神社神代記」に、住吉神の子神と記されている忍海神は、この押部谷町の住吉神社のことであつたのかもしれない。

アカシのクニから 縮見屯倉の中心は美囊郡の南側であつた。それにも関わらず、億計王と弘計王を發見  
明石郡・美囊郡へ した小楯は、赤石郡にあつた縮見屯倉を訪れたように記されている。これは、縮見屯

倉の経済的な活動範囲が、上記のように、明石川の上流に及んでいたことを示している。そして、当時アカシと呼ばれる地域は、明石川の流域だけでなく、美囊川の流域から加古川の下流も含んでいたと考えられる。この広大な地域は、六・七世紀頃、明石国造が統治するアカシのクニと呼ばれていた。

このアカシのクニは、八世紀以降、明石郡・美囊郡・賀古郡・印南郡という行政組織に分割された。それともない、明石郡の郡家は明石川河口の吉田南遺跡（西区森友）に作られた可能性がある。それ以外の郡家跡はどこにあつたのか、不明である。

また、郡領氏族については、後で述べる明石郡を除くと、美囊郡の大領が、延暦八年（七八九）頃に韓か鍛かぬち首おび広ひろ富とみであつたことしかわからない。韓鍛首とは、鉄の鍛造などに従事した渡来人を統率した職務名にもとづく氏族名であつた。また広富は、加古川の河口にあつた港の建設や維持にも関わっており、内陸部の有力者が、「美囊川（志染・淡河川）―加古川」などの河川交通を掌握し、積極的な経済活動を行つていくことがわかる（第三章第四節3項参照）。

『播磨国風土記』に「鴨波里の名称は、渡来人である大部造おほぶつ（『新撰姓氏録』大和国諸蕃）の始祖である

古<sup>こ</sup>理<sup>り</sup>売<sup>め</sup>が、開拓した野原に多くの粟をまいたことに由来していた。そして、舟引原の名称は、むかし神前村にいた荒神が、播磨灘から明石海峡へ向かう船の半数を通さなかったので、印南の大津江からさかのぼり、賀<sup>か</sup>意<sup>い</sup>理<sup>り</sup>多<sup>た</sup>の谷を越えて、赤石郡の林<sup>はや</sup>潮<sup>のみなと</sup>に船を運んでいたことに由来していた」という説話がある。

この説話は、加古川の河口から支流の曇<sup>くも</sup>川をさかのぼり稻<sup>いな</sup>美<sup>び</sup>町六<sup>ろく</sup>分<sup>ぶん</sup>一字舟引を越え、瀬戸川を下って播磨灘に到達し、そこから明石川の河口にあった林<sup>はや</sup>潮<sup>のみなと</sup>へ船を運んだことを示していると考えられている。それに対して、瀬戸川から明石川の河口に船を運ぶ必要性が見あたらないことから、林潮は瀬戸川の河口にあったと解釈する説もある。しかし、魚住泊の荒廃に示されているように（第三章第四節4項参照）、加古川と明石海峡の間は、瀬戸内海航路の難所であったので、それに対処するため、海岸部の開発をしたり回避するルートを利用したりしていたのであろう。

先述のような縮見屯倉・金棒池一号墳・住吉神社の立地や意義などを勘定すると、加古川から支流の美囊川や志染川をさかのぼって雄岡山付近の丘陵を越え、明石川を下って林潮に移動する内陸交通が利用されていた可能性が高い。縮見屯倉は、志染町細目・窟屋を中心としながら、美囊川や志染川の流域から明石川の上流域を含む広い範囲（後の播磨国の美囊郡と明石郡北部）で、鉄の鍛造などさまざまな経済活動を行いながら、この内陸部の河川交通にも関わっていたのである。明石国造は、明石海峡の東西に広がる瀬戸内海航路の難所だけでなく、上記のような広大なアカシのクニ（明石・美囊・賀古・印南郡）の内部をつらぬく内陸部の河川交通も、統轄していたのである。

明石郡の郡領 明石郡の大領は、天平宝字八年（七六四）頃には大和織長宿祢、延暦九年（七九〇）頃には

氏族の変遷 葛江我孫馬養、延喜六年（九〇六）年ごろには赤石貞根であった（『峰相記』『続日本紀』

『扶桑略記』）。そのなかで、大和宿祢は、南北朝の頃に作成された播磨國の地誌である『峰相記』に、「天平宝字八年に外敵が来襲し、家屋群島（姫路市家島町）を占拠したので、明石大領の織長は藤原貞國に従って征討した」と記されている。ただし、この記事は、それ以外の史料に見えず、史実であったのか、不明である。しかし、少なくとも大和宿祢が、郡領として語られるほど有力な氏族であったと言えるであろう。大和宿祢氏や赤石氏とは、神護景雲三年（七六九）に改められた大和赤石連という氏族名の一部を名乗ったものであり、先祖は明石國造であったと考えられる（第一章第二節3項参照）。

それに対して葛江我孫とは、明石郡の葛江（郷）にいた我孫氏という意味であった。『新撰姓氏録』によると、我孫（阿比古・阿弭古・吾彦・吾孫）には、大國主命の孫である天八現津彦命を始祖とするA系列（撰津国神別）と、豊城入彦命の男である倭日向健日向八綱田命を始祖とするB系列（撰津・和泉国未定雑姓）があった。

A系列は依羅我孫だけであった。依羅我孫の後裔氏族である依羅宿祢（撰津国皇別）は、有馬郡にいた可能性が高い和迩系の日下部と同じく、彦坐命を始祖としていた。一方、B系列には、八部郡八部郷（兵庫区矢部町付近）を本拠地にしていた韓矢田部造などがいた。葛江我孫がどちらの系列に属していたのか、不明である。しかし、いずれにしても、和迩臣と関係していた有馬郡や美嚢郡の日下部、もしくは物部連と関係していた八部郡の矢田部と関わっていたと言える。

また、我孫については、綱引漁民と見なす説と、古いカバネの一種と見なす説とがある。前者ならば、葛江我孫とは、葛江の漁民を統率する職務名にもとづく氏族名となる。後者ならば、我孫とは、何らかの官職名であったのが、しだいにカバネや氏族の名称として定着したことになる。我孫は、畿内とその周辺に多く、五世紀の前後に栄えた古いタイプの氏族であり、大王と密接な関係を持った中・下級の氏族が多いと言われている。

葛江我孫と明石国造との関係を示す説話に、「伊弉諾尊と伊弉冉尊の子である爾保都比売命が、(明石)国造である石坂比売命に乗り移り、神功皇后に赤土を与えた。それを船や軍服などに塗り、海水に溶かすと、航行を妨げるものもなく、新羅を征討できた」というのがある(『積日本紀』卷十引用の『播磨国風土記』)。

爾保都比売命は、「播磨国内神名帳」に記された丹生葛江明神(明石市藤江の山王神社)のことだと言われている(『明石市史』上巻)。また「明郡葛江里ノ丹人マ由毛万呂俵」(〓は表裏に書かれていることを示す)や「〓〓国明石郡藤江里〓〓桜島時島ノ米五斗 天平十九年十一月」と記された木簡が見つかっており(『平城宮木簡』二、二七四九号)、葛江里には、丹人部や桜島といった一族が住んでいたことがわかる。

「丹生」や「丹入(部)」とは、朱砂(硫化水銀)・ベンガラ(酸化鉄)がとれる地域や、赤石を採掘し加工する人のことである。ベンガラは、古代では「紫土」と表記されたとも言われている。葛江という地名の起源については、崖が藤の色であったからとか、藤の木が生えていたからなど、藤にまつわるものが多い。あるいはこの地域でとれた紫土と藤の紫色を関連させて、地名の由来を語っていたのかもしれない。

アカシという地名の起源についても、赤磯(赤い海岸)であったからとか、明石川の西岸(明石市松江から

林付近の沖に四尺から五尺ほどの赤い石があったからなど、朱砂やベンガラと関係しそうなものが多い。赤色は、邪気を追い払う霊力があると考えられており、赤石は顔料として使われていた。明石国造や葛江我孫は、これらの赤石の調達や流通などにも関わっていたのかもしれない。

播磨国が京進する調の品目に、「赤土五斛一斗」があった（『延喜式』主計寮）。この赤土は、明石郡葛江里でとったものか、神前郡聖岡里（神崎郡神崎町・大河内町から朝来郡生野町付近）でとったものか、不明である。しかし、いずれにしても赤土を京進するのは播磨国だけであり、この地域の特徴であった。

### 3 六甲山地北部の郡と郷

#### 有馬郡の成立

##### と郡領氏族

六甲山地の北部は、現在、北区として編成されている。古代の行政区画では、摂津国有馬郡と郡領氏族 郡と播磨国美囊（美芸・耳企）郡であった。有馬郡の領域は、二〇%を北区の東側が、残りの八〇%を三田市と西宮・宝塚市の北部が占めていた。美囊郡の領域は、四〇%を北区の西側が、残りの六〇%を三田市が占めていた。『和名類聚抄』によると、美囊郡には、志染・高野・平野・吉川・夷俘郷が設置され、有馬郡には、春木・幡多・羽束・大神・忍壁郷が設置されていた。この中で、美囊郡志染郷と有馬郡春木郷や幡多郷は、神戸市域にあったと推定されている。美囊郡については、明石郡と関連させて前項で述べた。そこで本項では、有馬郡を中心に、六甲山地北部の状況を見ていきたい。

春木郷は、有馬川や有野川の流域にあり、幡多郷は八多川や長尾川の流域にあった。また、有馬郡の北部

は当初、武庫川の支流である羽束川を中心として羽束のクニと呼ばれていた(『住吉大社神代記』)。一方、有馬郡の南部は、後述のように、武庫川の下流にいた日下部宿禰との関係が強かったため、武庫川の流域は、漠然と御子代みこしろのクニや武庫のクニと呼ばれたり、その一部と見なされたりしていたのかもしれない。そして、凡河内国造が、六世紀以降大阪湾の沿岸を統轄するようになる、六甲山地の北部も凡河内のクニに含まれていたのかもしれない。

その後、二造(国造・伴造)や屯倉による地域支配が廃止され、「評」と呼ばれる行政組織が、七世紀の後半に全国で設置されていった。長尾川の南岸にあった宅原遺跡えびばち(北区長尾町)からは、「評」と記された須恵器が出土しており、評の役所はこの付近にあったと推定されている。

長尾川をさかのぼり、北区大沢町付近の峠を越えると、美嚢川の上流へ出られる。この「長尾川―美嚢川」ルートは、武庫川水系の有馬郡と加古川水系の美嚢郡を結ぶ重要な交通路であった。また、宅原遺跡を北方へ進み、三田市狭間はざまが丘付近の丘陵を越えると、金心寺跡廃寺がある武庫川の流域や三田盆地の北部へ出られる。宅原遺跡の付近にあった役所は、三田盆地の統治だけでなく、このような陸上交通の掌握も考慮し、長尾川の流域に設置されたのであろう。

宅原遺跡の周辺に設置された評は、当時何と呼ばれていたのか不明である。しかし、八世紀の初頭には、この評を主体として有馬郡が成立したと言える。また、有馬郡の郡領氏族についても不明である。しかし、下記のように、日下部氏が武庫川の流域で勢力を誇っていたと考えられること、日下部氏の本拠地の付近には、弥生時代から古墳時代にかけて、有馬郡で中心的な役割を担っていた塩田遺跡や塩田北山東古墳などが



写真9 公智神社（西宮市）

あったことから、日下部氏は、有馬郡（の南部）において有力な一族であったと言える。また、八多川が秦氏と関係し、幡多郷が徐々に活発化していったことから、秦氏なども有力な一族であったのかもしれない。

有馬郡と武庫郡  
の目下部宿祢  
春木郷に編成された有馬川の流域には、目下部（北区道場町）という地名があり、明治時代より前には目下部村もあった。したがって、春木郷には、名子代の目下部を統率する一族がいた可能性が高い。

ハルキとは、東北や新潟県・岐阜県では山から切り出した薪のことを指し、埼玉県秩父郡では、四月から五月の上旬に行う伐木のことをハルギリと呼んでいた（『日本国語大辞典』）。したがって、春木というサト名は、これらの山林に関する事柄や部民と関係していたのかもしれない。

それと関連して、『釈日本紀』が引用する『撰津国風土記』には、次のような説話が記されている。「孝徳天皇が、有馬温泉に行幸した時、行宮で使われていた材木がすばらしかった。そこで、その材木をとった山を『功がある山』（功地山）と名付けた。その後、地元の人々は、なまって久牟知山と呼ぶようになり、その東側を流れていた川を久牟知川と言うようになった。ここに見える久牟知川とは有馬川のことであり、久牟知山とは西宮市山町下山口にある公智山のことであった。この山には、式内小社の公智神社があった。有馬郡の式内社は、公智神社を含め、すべて春木郷にあった。春木

郷では、上記の説話やサト名などから、日下部が関与しながら、木材資源を活用した生業が営まれていたと考えられる。

武庫郡の大領であった日下部宿祢浄方きよかたは、天平神護二年（七六〇）に杉の板材や銭を献上していた（『続日本紀』）。そして、銭を違法に作り捕えられていた武庫郡出身の日下部土方ひじかたは、弘仁五年（八一四）にその技術を認められ、木工に関する役所で働くようになっていた（『日本後記』）。また、『住吉大社神代記』や『播磨国風土記』によると、武庫郡や播磨国揖保郡越部里には、むかし日下部が多くいたので「皇子代国みこしろのくに」や「皇子代里」と呼ばれていたと記されている。これらのことから、日下部は、有馬郡だけでなく、武庫川下流の武庫郡にもいたことがわかる。

『新撰姓氏録』の撰津国皇別に記されている日下部宿祢の本拠地は、日下部という地名が残されていることから、有馬郡と見なす説もある。ただし、日下部宿祢が武庫郡の大領であったことや、武庫川の上・中流域と下流域における地域社会の発展過程などをふまえると、日下部宿祢の本宗は、早い段階から武庫郡にいて、有馬郡春木郷には、その枝族がいただけであった可能性もある。いずれにしても、武庫郡と有馬郡の日下部は、武庫川を通して木材の搬出や交流などを行い、広域な地域社会を形成していたのである。

#### 幡多郷と

幡多郷に編成された八多川の流域は、三田市狭間が丘付近の丘陵や有馬川と長尾川の流域に比

#### 秦氏

べ、弥生時代から古墳時代の遺跡も少なく、あまり発展していなかったようである。しかし、

ハタという名称がこの付近の土地や川の名前になっていることから、この地域には秦氏が住んでいたと推定されている。秦氏は、大和や河内の勢力と関係していた渡来人であり、一族の中には河川工事や水田開発な

どを行う者もいた（第一章第二節1項参照）。

現在、八多川の流域からは、古墳時代の渡来人と関係する遺物や遺構は見つかっていない。しかし、下小名田遺跡（北区八多町）からは、古墳時代後期の住居跡や堤防の補強材に転用された網代が見つかっている。網代は、高度な技術を用いて作られ、有力者の家の壁を飾っていたと推定されており、秦氏との関係からも注目されている。秦氏は、六世紀の前後に大和や河内の勢力を背景に進出してきて、荒野であった八多川流域の治水と開発を行い、網代を施したような家で暮らしていたのかもしれない。

古墳時代以降の顕著な遺構や遺物は、今のところ八多川の中・上流域から見つかっていない。奈良時代における八多川流域の生産活動や消費活動は、低調であったのかもしれない。しかし、平安時代に入ると、下小名田遺跡の集落跡は活発期を迎えている。そして、そこからすこし上流へ遡った所にある上小名田遺跡の集落跡からは、平安時代の中頃から鎌倉時代にかけて、大きな建物（床面積七〇〇〜八〇〇坪）が二棟も連続して建てられている。この二つの建物は、神戸市内でも最大級のものであり、六甲山地の南部や西部と肩をならべるような新興勢力が、八多川の中流域で成長していたことを示している。

また、上小名田遺跡や下小名田遺跡からは、平安時代に使われていた白色系の瑪瑙製の石帯（役人が付けていた帯の飾り）や銅印（役人が私的に使う印鑑）が見つかっている。この石帯は、令の規定によると、五位以上の役人が身につけることを許されているものであった。

奈良時代に五位以上の位を持てるのは、都で暮らす貴族が規模の大きい国の長官として赴任する国司ぐらいしかいなかった。そのような人が、実際に、上小名田・下小名田遺跡の近くに住んでいたのかわからない。

しかし、そのような貴重なものを入手できるような新興勢力が、この地域にいたと言える。そして、銅印が出土していたことを勘案すると、この新興勢力は何らかの末端行政に関わっていた可能性もある。上小名田・下小名田遺跡の遺構や遺物は、第4項で述べるような、古代的な社会から中世的な社会へと移行していく過程を端的に示していたのであろう。

渡来人が古墳時代に未開であった山間部の中・上流域を開発し、その後いったん生活の痕跡がなくなり、平安時代から鎌倉時代にかけて、集落が拡大したり新たな集落が増えたりするのは、八多川だけでなく、美褒郡の淡河川でも同じであった。

淡河川の場合、平安時代の末期以降に、新興集落が増加するのは、石峯寺（北区淡河町神影）と関係していたと言われている。石峯寺は、行基や孝徳天皇・嵯峨天皇によって、薬師堂や三重塔が建立されたと伝えられている。しかし、具体的な活動を示す文献史料は、承久年間（一二一九～二二年）以降であり、古代にどのような活動をしていたのか明らかでない。

しかし、武庫川水系と加古川水系の分水嶺付近にあった二つの地域は、同じような社会発展をとげていたと言える。新興勢力が八多川・有野川や淡河川・志染川の中・上流域に誕生し、成長していくなか、有馬郡南部と美褒郡東部の交流は本格化していったのであろう。

4 郡領氏族を中心としていた古代社会の変質

国司の強権化と  
郡司の形骸化  
八世紀の初め、律令国家が成立した時には、神戸市域でも地域社会の有力者が郡司に就任し、さまざまな業務の第一段階を受け持っていた。政府が派遣してきた国司は、それを統轄しながら、「国一郡」という二段階の行政組織に基づいて、地域支配を行っていた。

しかし、その後、律令に基づいた古代国家の運営システムが、さまざまな要因で機能しなくなっていくとともに、生産活動や消費活動が活発化していくと、地域支配や地域社会のあり方も大きく変化していった。国司は強権を与えられ、没落しつつあった郡司層や、台頭してきた中・小の有力者などを取り込みながら、一元的な地域支配を行うようになった。

その一方で、私的な経済活動が活発化し、原始社会以来形成されてきた共同体的な秩序から抜け出し、自立した小経営を行うようになった新興勢力は、貴族や大寺院などの権門勢家と呼ばれる都の有力者と直接的な関係を築いていき、地域社会のなかで大きな存在となっていく。このような新興勢力は、各地を自由に往来し、さまざまな経済活動を行うとともに、都市での消費を支える中堅の都市住民となっていく。

有位者・外散位  
・雑任の増加  
役人は、自分が所有している官位に対応する官職に就くことを原則としていた。しかし、地方官のなかでこの原則が適用されたのは国司だけであった。郡司などは、官職に就いた時に官位が与えられ（天平神護三年）、長官よりも次官以下の方が高い官位の場合もあった（『出雲国風土記』）

『越前国正税帳』。このように、五位以上の貴族社会では官位に基づいた秩序が、六位以下や地方の役人社会では官職に基づいた秩序が形成されていた。

地域社会のなかで官位を持っていたのは、毎日勤務をしている外長<sup>げいちやうじやう</sup>・上や、定期的に交替しながら分番勤務（交替勤務）しているか、官位を持っても職に就いていない外散位<sup>けさんゐ</sup>と呼ばれる役人であった。都で暮らしていた（内）散位は、散位寮という役所で管理されながら、忙しい役所や写経所などに配属されていた。一方、地方で暮らしていた（外）散位は、八世紀の初め頃には少なく、その大部分は都での勤務を辞めて帰郷してきた者がほとんどであった。

しかしその後、官位を持つ人が地方でも増えていった。特に九・十世紀になると、下記のように、国司の下でさまざまな業務を実質的に担ってきた郡司の役割や性格が変化していくとともに、有位者が爆発的に増加していった。国司は、都への使者、役所での雑用係、里長や駅長への登用などのさまざまな業務に、これらの有位者を郡司の代わりに動員し、地域支配の新しいシステムを構築していった。

政府は、国ごとに外散位の定数を設け、外散位の勤務形態を改善し、<sup>しよくろうせん</sup>続労錢（勤務の代わりに出す錢）の制度を整備しながら、国司の行為を公認していった（『続日本紀』天平七年、『類聚三代格』延暦十六年、『日本後紀』弘仁二年、『類聚三代格』延喜二年）。

それに対して、郡司は、多忙な職務に見合うだけの待遇を得られなかったため、畿内では八世紀を通して就任を希望する者が減少していった。そこで政府は、九世紀に入ると、郡司に与える官位を「外位」から「内位」に改め、就任希望者の増加を図った結果、希望者は増えた。

各地の有力者は、郡司に就任して内位を得ると仮病で辞職し、その官位に基づいて政府の役人への転身を企て、都にいた権門勢家との結びつきを強めていった。しかし、政府の役人には簡単になれなかったので、郡司を辞めた外散位が、九世紀を通して地域社会のなかに増加していった。

一方、九世紀の終わり頃には、近衛・兵衛・門部などの政府の下級役人として勤務していた雑任が、郡司に任命され、都と地方で二つの役職を兼ねるようになった。このような場合には、政府内の役職を辞職させることにしていたが、かならずしも貫徹されなかった（『類聚三代格』寛平六年）。

地域社会へ進出してきたこれらの兼職者は、政府や権門勢家との結びつきを示す下級役人という立場と、地方官である郡司という立場を使い分けながら、地域社会のなかで勢力を拡大していった。これらの階層の人たちにとっては、都で下級役人として暮らすよりも、地方の役人として暮らす方が大きな利益を得られた。このようにして、位を持ちながら都で常に勤務していない雑任も、九世紀を通して地域社会のなかに増加していった。